

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和6年3月8日(金)

令和6年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月8日（金） 開議 午前10時00分
散会 午後 3時16分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務課長	藤田 智也
住民課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸

令和6年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 7番 村 本 敏 美
- (2) 2番 佐々木 一 也
- (3) 4番 櫻 井 孝 憲
- (4) 5番 伊 藤 真 千 子
- (5) 6番 西 谷 賢 治
- (6) 3番 浅 尾 も と 子

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。出席議員は8名です。

日程第1 一般質問を行います。今回の一般質問の通告は議事日程のとおり6名です。質問は答弁を含めて50分以内で行います。質問者、答弁者ともに質問時間を守ってください。質問者は、最初一括質疑方式または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者は、はじめに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお、一般質問は会議規則第59条に規定されている通り町の一般事務について正す場です。質問者には会議規則の内容を遵守して頂くようことを求めます。又、傍聴の方々にお願い致します。傍聴にあたっては静粛を旨とし7点にわたって中止事項 禁止事項を定めております。傍聴席の右側のところに掲示しておりますので守って頂くようによろしくお願いいたします。なおそれぞれ議員の一般質問の前に、事務局の準備のために少し時間をとりますので事前にご了解お願い致します。

----- 7番 村本敏美 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、7番 村本敏美議員の質問を許します。

村本議員。

7番（村本敏美君）

7 番村本敏美でございます。議長のお許しを頂きましたので一般質問を一問一答方式で行いたいと思います。まず、はじめに議会定例会の初日にも能登半島におきました地震において 241 名という尊い方が犠牲になられ黙とうを捧げたところでございますけれども、被災された皆さん又は倒壊された皆さん火事等で被災された皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。この地震におきましても、私たちの生きていく上での大切なライフラインである道路の寸断だとか水道の寸断により今尚苦しい生活をされている皆さんがおるとすると、この地域でも将来予想されております南海トラフ地震に対して備え準備を万端にしていかなければならないなと思っております。そういう観点から愛知県では水道の広域化推進プランというものが発表されまして、このプランというのは水道事業を取り巻く経営環境は急速な人口減少や姿勢等の老朽化等に伴い急速に厳しさを増しております。水道事業の持続的な経営の確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある。水道の基盤強化の方策の一つである県内の水道の広域連携を推進するため今後の広域化の推進方針や当面の具体的な内容を示す愛知県水道広域化プランというものが策定をされ、今年 1 月 31 日の中日新聞によりますと県と西三河地域の 10 の市町と愛知県中部水道事業団の 11 市町、事業団で一体化に向けた協議をし基本方針を取りまとめるという記事がございました。この取り組みが軌道に乗っていけば東三河の豊川流域の自治体にも広げる考えを示したとあります。8 市町村で作っている東三河広域連合の 1 員である東栄町はこの推進プランについてどのようなお考えをお持ちになっているかということをお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい 建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。今のご質問に対してですけれども、現在水道事業を取り巻く経営環境は急速な人口減少や施設の老朽化に伴い急速に厳しさを増しております。水道事業の持続的な経営確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があり広域化及び共同化が推進されています。愛知県が運営する企業庁では水道用水供給事業として名古屋市や簡易水道事業を除く県内において水道水の供給を行っていることから配水管が接続されていることもあり、施設の強度化など広域化に向けた取り組みが行いやすいように思います。一方北設楽郡におきましては、集落が散在しており高低差があることから、集落を結ぶ配水管設置よりも集落ごとに浄水場を設置することが有利と判断され各地区において浄水場が建設されてきました。そのすべては簡易水道事業として町で管理しておりますけれども、都市部と比べますと簡易ではありますがたくさんの浄水場管理が必要であり施設の強度化や均等化の観点ではかなり難しいものと思われます。現在東三河ブロックとして豊橋市等を中心に広域化への取り組みが検討されているところですが、維持管理面での広域化を目指して取り組みがされています。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番（村本敏美君）

今お答えを頂いたように大変難しい状況だというのは分かっておりますけれども、今、自分が見ている広域水道広域化推進プランの概要によりますといろんな広域化についての効果というものも示されております。例えば水道事業者が抱える課題を解決する有効策の 1 つとして料金収入の安定化やサービス水準の格差是正、人材、資金、施設の経営資源の効率的な活用災害時の緊急対応力強化等の大きな効果が期待されております。その中で昨年 8 月に開かれておりますが東三河広域連合議会の一般質問の中で新城の議員である斎藤議員が質問、広域化プランの東三河ブロックの水道広域化に向けた取組みについての質問等されております。東三河 8 市町村で作られている広域連合の執行者側である東栄町の町長も出席されておりますけれども、その折に様々な質問をされている中でこの質問書と答えを見てもなかなかなかなか難しい問題で、東三河広域連合が推進に向けて県に働きかけるというのはまだまだ先かなというのは思っておりますけれども、広域連合の執行側の一人としての町長の考えをお聞きできたらなと思います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

それでは私の方から質問に対して回答させていただきます。まずは私どものような中山間地域における簡易水道は当然都市部の上水道に比べて、給水人口の密度は低く効率も非常に悪い経営条件も極めて厳しい状況であります。本来水道事業は住民から集める水道料から賄うのが原則ですが、私どものような水の供給を受けるのが 5 千人以下の簡易水道の多くは、当然国の補助や市町村の一般会計から繰入、税金の投入により運営されるのが現状であります。本町も先ほど課長が答弁した通り集落ごとにいくつかの浄水場がありますし、浄水場を統合して数を減らせば費用も減り財政が楽になるという事ですが、しかし山林等に隔てられた集落を水道管で結ぶのは相当な費用が掛かりますし地形的にも困難であり現実的には難しいという状況であります。そして過疎町村である水道ですが、事後環境や運営基盤も厳しいことも加えまして、事業すべて統合しても、決して上水道事業にはできないということさらに今後小規模な水道に係る問題はより深刻化するものであります。この簡易水道で、愛知県の中で私たちども北設 3 町村だけが簡易水道事業の経営ということで現在の奥三河簡易水道協議会も 3 町村でやっておる状況であります。そうした中、先ほど村本議員がおっしゃるように 2019 年 10 月に施行されました改正水道法で水道の基盤強化の方策の一つとして広域連携の推進を位置付けておりまして、これが総務省と厚労省がその取り組みを一層推進させるために都道府県に対して水道広域化推進プランを 2022 年度までに作成するように求め、そして愛知県においては県内の水道事業者等の広域的な連携

を推進して基盤強化を図るために、先ほどお話がありました愛知県の水道広域化推進プランを策定しております。その中で私ども東三河ブロックは、今お話がありました8ブロックであります、その中の当面の取り組みとしてそこにもありますがシステムの共同整備、それから共同購入、調達、それから水道施設維持の共同化、事務の共同化の業務であります。個々1つずつはその中にまた細かくありますが、その中にももう1つ推進プランの中に私ども先ほど言いました愛知県の中でも特殊であります簡易水道事業等の支援体制の強化もその項目としてございます。しかしながら、そういう状況で私ども東三河の状況は浄水場と簡易水道という状況でありますので、先ほどお話がありました西三河との状況とはやはり違うわけであります。西三河は新聞等にも載っておりましたが県と市町村との上水だけではなく上下道の一本化に取り組むという状況です。私ども下水もそういう状況では豊川流域の下水には入っていませんので水道の統合という状況ではありますが、まだまだ西三河も動き出したばかりでありますし、その中で矢作川流域の上下水道広域化協議会、これ仮称ですが準備会に向けて動き出したという状況を聞いております。従いまして、私ども簡易水道は北設3町村だけですが奥三河新城市を含めて私ども4市町村、新城市とも協働しながら5市の会議の中でも市長さんが他の市への要望もしておりますので、私ども一緒になって今後のために進めてまいりたいというふうに思っていますが、当然私どものような過疎の町の暮らしを守る簡易水道でありますけれども、今お話した通り経営は本当に厳しいものであります。広域化を検討して行かなければならない課題は重要と認識しておりますが、その推進プラン、また見て頂ければわかりますがそれを1つとっても、料金1つとっても広域化には本当に壁があります。従いましてまだまだ時間をかけて取り組む必要があると思っていますのでよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ありがとうございます。この概要プランの中でも当面の取組方針の中でも短期的な取組始めてから3年かかるとか、それから広域化の体制を構築するにもそれからまた3年かかるとか、それから業務等の連携を進めるとともに協議が整った水道事業者から順次経営の一体化を進めるにも4年から5年かかるという事で長期にかかるという事でございます。こういうことが出来て実現すれば過疎地域に住む我々としても大変助かるというか事業化の一体に向けては大変いい事業とは思いますが、来年、再来年にできるという仕事ではないのでこれからじっくり進めて行って頂きたいなと思っております。次に、このプラン、先ほど説明が町長からあったように愛知県内を4つのブロックにわけて東西尾張、東西三河のブロック、それから名古屋という事で進めて行くプランでございまして、東三河8市町村の中で3つ言われました奥三河の3つ、設楽、東栄、豊根は簡易水道事業であります。なかなか他のブロックと比べて大きな違いがあり協議を進めるにもかなり困難を極めると思っております。今年発生した能登半島並みの地震が東栄町あたり襲ってま

いますと今尚能登半島断水しているところがあるように町民に多大なご迷惑がかかるというように思っております。6月に質問をさせていただきましたけれども、東栄町では管路更新を計画的に行われると言っておられますけれども、今尚漏水等で迷惑をかけている地区が東栄町内であると聞いております。耐震化された給水管に優先してこの水道事業に取り組んで行って頂きたいなと思いますけれども、その点について水道係の方どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

簡易水道事業におきましては、平成29年度までに施設等を統合して一括して町が管理を始めるために方法等を検討してまいりましたけれども、その間に公営企業会計として運営すべく準備が必要となり今年度から公営企業会計として一部適用を開始しました。管路施設に関しましては、以前質問があった通り40年以上経過したものが約10キロで全体の10.7%であり、漏水も多いことから耐震も含め管路更新が必要となっておりますけれども、一方で機器等も老朽化しているため補助金等の財源確保に向けて令和6年度に計画策定業務の予算をお願いしている状況です。また現状行っている漏水管の更新も老朽化耐震化の一環で実施しています。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ありがとうございます。やはり住民の皆さんは蛇口をひねれば水が出るというのは当たり前のように思っております。住民の皆さんが安心して水を使用できるように管路の更新というのは急いで頂きたいなというふうに思っております。それから、公営企業会計になりまして、本来なら皆さんから頂く水道料金で水道事業を賄っていくというのが本来の姿だというふうに思っておりますけれども、家庭用の使用が大半な東栄町におきまして人口減少等が大きい、料金収入も年々減っていく、増収も見込めないという事で、本予算にも計上されているように一般会計からの繰入がなければ事業が成り立っていかないというふうに思っておりますけれども、水道料金等も含めてこれから皆さんと共に考えていかなければいけないと思うんですけれども、水道料金の見直しという事も総合計画の後期の計画の中に水道料金の見直しも考えて行かなければならないという文言もありますので、その辺町としてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

公営企業を導入しまして1年が過ぎようとしていますけれども、令和5年度からの決算等において経営を分析していく事になります。また、老朽化した施設の更新計画を策定した上で今後の管理状況を見極めて経営面でのバランスを検討して行きたいと考えていますので今すぐ見直しを考えていませんけれども、検討は常時必要と考えております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

水道料金の見直しというのは以前私が最初に当選したときにやったというふうに記憶しておりますけれども、その時はちょっと値下げしたんですね。値下げすることによっては町民の方は納得すると思うんですけれども、見直しで例えば上げるというような事になった場合はやっぱり町民の皆さんがあまり納得というか、しない。そんな為に、水道事業がいかにかひっ迫しているか、それからまた家庭で皆さんがどのように使っているのかというのをシミュレーションしながら進めて行くという事は大切だなと思っております。1月に毎日新聞の資料を頂いたんですけれども、新城、水道代なぜ高騰ということで新城市の水道料金が今年の8月にまた基本料金が上がるというようなことが示されておりますけれども、そこで水道課に資料を頂きまして豊橋、豊川、新城、設楽、豊根、東栄という事で資料を頂きました。基本料金というのは各自治体によって違うんですよね。基本料金は定めておいて1 m³から料金を取るという自治体と、設楽は基本料金のなかに8 m³まで基本料金の中に含まれている、東栄町は基本料金の中に10 m³まで含まれて基本料金というふうになっているその中で、例えば1世帯が月に20 m³ 20トン水道を使う場合のシミュレーションを出していただいたけれども、それぞれ1つの家庭が月に20トン使うと東栄が2,849円、豊根が2,500円、それから設楽が4,290円、それから新城が3,289円、それから豊川が2,000円、豊橋が1,370円というふうな形になっております。こういう中で私も1つ疑問というか、なんでだろうと思っておりますけれども、上流域の我々が水を下流域に供給する立場のところは水道料金がなくて下流域の水をたくさん使っていただけたところが水道料金がお安くなるという事を何か納得いかないなと自分でも思うんですけれども、そういうことについてどう思っているのかということと、それから水の使用量1トン1円について、皆さん8市町村だが豊根から豊橋田原蒲郡の人達からも1トン1円徴収して水源林の保護のためにその水が使われているというふうに思っておりますけれども、下流域が安くて上流域が高いというのは料金の差があるということはどういうふうに水道事業者としては思っているのかちょっとお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長(原田経美君)

水源林保全協働事業につきましては使用水量に1円賦課して負担された事業費を水源池等により森林作業等が行われていますけれども、水道料金は水道事業を管理するために徴収するもので各自治体の実用によって差が生じてきます。特に施設や管路延長に対する給水人口の少ない過疎町村では一般的に費用が掛かることとなりますけれども、使用水量の階層による違いがあるため一概には高い安いといえませんが、基本料金は高くなる傾向があります。料金の均一化は非常に難しい問題であると思っておりますけれども、全国的に給水人口の減少が危惧されておりまして今後各自治体において見直しが検討されると思っておりますので重視して行きたいと思っております。

議長(加藤彰男君)

村本議員。

7番(村本敏美君)

水道について最後の質問でございますけれども、先ほど町長が仰いましたように集落の人口が減少していく中で施設、例えば浄水場等を統合すれば浄水場管理に対するお金というか導水管水源から浄水場までもってくる導水管等の整備にも節約というかできるというふうに思っておりますけれども、施設の統合というか集約等を考えられておられるか聞きたいと思っております。

議長(加藤彰男君)

建設課長。

建設課長(原田経美君)

浄水場におきましては少なくなれば管理面において有利になることは間違いありません。少数でも給水対象者がいる場合は、本町のように集落間に距離や高低差がある地域では集約するためには、浄水場の計画給水量の見直しや集落間を接続する給水管設置やポンプ施設が必要になり費用が嵩むことから統合簡易水道事業時にも検討しましたがけれども、集約することは難しいと思っております。また東菌目から送水による本郷配水池と中設楽浄水場の給水区域は概ね大千瀬川でわけておりますけれども、接続されているために有事の際にはバルブ操作により給水区域の変更が可能で管理面では非常に有効的なこともあります。水道技術も進化していますので注意してみたいと思っております。

議長(加藤彰男君)

村本議員。

7番(村本敏美君)

ありがとうございます。やはり 6 月にも言ったんですけれども、人間が生きていく生活していくためにはやはり 1 番が水の問題ではないかというに思っております。当たり前にお風呂に入れたりトイレしたりできるありがたみというか、そういうものをかみしめながらこれから水道事業について住民のために一生懸命頑張って頂きたいなと思っております。料金等についてもしっかり住民の皆さんに納得して頂けるような形の料金体系にして頂けるものだと思います。ありがとうございました。続きまして空き家についてでございますけれども、日本各地で空き家の等の問題が多くなっていると聞いております。多くの空き家、土地を相続出来ない、持ち主が分からなくて相続が出来ないというふうに聞いております。そこで、東栄町に空き家と言われる家き屋は何件あるかと把握されていますかという事、それと空き家バンクに登録されている空き家はどれぐらいございますかお答えを頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

町内の空き家の軒数につきましては平成 30 年に実施した空き家調査で把握した軒数といたしましては 354 軒となっております。その後空き家バンクを利用して入居された空き家は 90 軒ございます現状空き家バンクには 24 軒が登録されております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

はいありがとうございます。この空き家の中で、持ち主が分かっている空家それから持ち主が分かっていない空家っていうのはどのぐらいの割合あるかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

空家の割合というのは空家の所有者の分からない空家というものの割合はちょっと把握しておりません。

議長（加藤彰男君）

村本議員

7 番(村本敏美君)

はい。

議長（加藤彰男君）

もう一度。

総務課長(伊藤太君)

持ち主の分からない空き家は把握しておりません。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

ありがとうございます。町に空き家対策協議会というのはあると思っておりますけれども、その空き家対策協議会ではどのような協議とかお話し合いとか、そういうものが行われているかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

空き家でも非常な危険な空き家、いわゆる特定空き家の話ですとか空き家活用全般についての話し合いを行っています。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

管理不全空き家とか普通に空き家でも、持ち主がおられて町とかそういうところに出られて定期的にこちらに來られて掃除するだとかそういう空き家はいいんですけども、管理不全空き家とか特定空き家とかそういうものの、これは特定空き家だよとかいうようなご判断はどこでなされるんですか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今言われました空き家対策協議会の方で特定していきます。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

お聞きしたところによると東栄町では特定空き家と言われる空き家が 1 件と聞いておりますけれども、この空き家について 2020 年の 6 月定例会で、2020 年だから 4 年前の 6 月定例会において万場通りの通学路で老朽化して北側に傾いている空き家についての質問がございまして、その答えとして平成 29 年より所有者に連絡をして壊すなり何なりしてくれという連絡をしていると聞いておりますけれども、既に 7 年この質問のときから経過しているんですけれども、これだけ連絡というか連絡とってもまだそのままでおいておられるということについてどのような次の方法を考えているかどうかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

特定空き家につきましては、現在も引き続き取壊しの依頼とお願いしているところであります。電話だけではなくて文書、あと現在の状況写真を添付して文書をお送りしてお願いはしておるんですけれども、ちょっとまだなかなか進展していない状況です。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

自分もこういう質問をするに当たり場所見てまいりました。一応町の中心部であり景観が悪い。それから裏に回ってみますと裏の方がちょっと言い方悪いかもしれないけれど、らんごくないですね。その後ろにも傾きかけたような小屋があるんですね。景観保持のためにも、愛知県ではあまりやっていないと聞きますけれども、強制的に壊すんだというようなそういう方法も一つの方法かも知りませんので、これは行政代執行するということとはなかなか大変なことと思うのでそれに至らないように町も対応というか協議して頂けたらというに思っております。それから、話しが元に戻っちゃうんですけれども、相続というか相続されていない空き家とか土地とかそういうのも東栄町内にもあると思うんですけれども、4 月 1 日より相続登記の義務化というのが始まっていきますけれども、それについては東栄町どういう風に考えているかお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

税務課長。

税務課長(藤田智也君)

それでは相続登記の義務化による町の対応についてご回答致します。現在も親や家族が亡くなった後の役場窓口の手続の際に相続登記に関するご案内をしておりますので、今後も届出手続きのタイミングでのご案内を継続していきます。義務化に関する町民の方への周知は既に町ホームページと広報とうえい2月号に掲載しておりますが、今後も法務局と連携し制度の周知を継続していきます。また、4月に郵送する固定資産税の納税通知に相続登記に関するチラシを同封する準備を進めております。それから相続登記の手続きや相談を希望される方には、愛知県司法書士会東三河総合相談センターによる無料登記相談が毎月役場で開催されておりますので、そちらへの案内を含めて今後も所有者不明の土地家屋の発生予防のために法務局、司法書士会等の専門機関と連携した取り組みを進めてまいりたいと思っております。

議長(加藤彰男君)

村本議員。

7番(村本敏美君)

ありがとうございます。それから、ちょっと通告書には書いては無かったんですけども、空き家に関する事なのでお答え頂ければお答えでいいと思いますけれども、2月下旬から3月末までの予定で豊田高専の建築学科の研究チームが東栄町に入られて町内全域で空き家の調査を行っている、現在行っていますよね。行っているということで調査の結果が町の方に提出提供されるわけでございますけれども、今後の空き家対策等に活用していただければと思いますことと、その調査結果を我々にも示していただければ幸いと思うんですけども、お答えできたらお答えいただきたい。

議長(加藤彰男君)

通告外ですけども、これについて答えますか、それとも別の機会にしますか、いいですか。

はい総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい現在調査中でどのような報告書がでてくるのかちょっと分かりませんが、提供できる情報であれば提供していきたいと考えております。

議長(加藤彰男君)

村本議員。

7番(村本敏美君)

ありがとうございます。以上で質問を終わりますけれども、我々が生きていくためにも大切な水の問題また空き家の問題についても大切と思っておりますので、行政の皆さんのご努力をお願いして一般質問を終わらせて頂きたいと思います。

ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で、7番 村本敏美議員の質問を終わります。

----- 2番 佐々木一也 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に、2番佐々木一也議員の質問を許します。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議長の許可を頂きましたので一問一答方式で一般質問をさせていただきます。私は今回、情報発信や情報収集、情報の周知といった情報ということに着目して大きく3つのことについて質問します。1点目ですが無線機に関係することについてです。今年の1月1日に石川県能登地方で発生した能登半島地震では多くの被害が発生し、今尚復興復旧作業が続けられ、多くの方々が厳しい避難生活を余儀なくされています。この能登半島地震では、携帯電話やスマートフォンの電波を送る基地局などが被災して通信しづらかったり通信が出来なかったりする状況が長く続きました。災害が発生した場合に、被災された方たちは、早く救助してほしい、早く支援してほしいと思いますし、災害発生を知った別の地域の方々は、早く支援したい、助けてあげたいと思うかもしれませんが、無秩序な救助支援は逆に混乱や支援の遅れを招きかねません。被災地がどんな状態になっていて、どこにどんな助けが必要なのか、何が足りていないのかなど救助や支援に必要な情報を被災地全体から集めて整理をして、支援規模の情報発信をしていくことで混乱が少なく的確に救助や支援を受けられるようになると思います。このことから災害が発生した場合に町で設置する災害対策本部は、町の被災状況がどのようになっているのか必要な情報を収集することが大切で、これができないと救助や支援を受けるための初動が遅れてしまう可能性が大いにあります。この情報収集する手段には口伝えや電話、SNS、無線などいろいろとあると思いますが、その中の無線、特に無線のうち町が保有している又は各地区などに配備しているIP無線機とデジタル簡易無線機、それぞれについて設置個数や金額などについてまとめて伺いたいと思いますが、まず一つ目として、IP無線機とデジタル簡易無線機それぞれの配備の内訳と合計数また1台の購入に係る合計金額、2つ目として年間に必要となる費用の内訳と合計金額また1台に係る年間費用の合計金額、3つ目として年間の利用実績など記録等があれば過去3年分ほど教えてください。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はじめに I P 無線機について回答致します。保有台数は 16 台です。配備状況は町災害対策本部用に 2 台、各地区自主防災会に 1 台ずつ配備しております。I P 無線機はリース契約です。年間に必要となる費用の内訳ですが、リース料と通話利用料になります。合計金額につきましては、リース料が年 54 万 7,465 円、通話料金が年 25 万 3,440 円です。1 台に係る年間費用の合計は約 5 万円となります。年間の利用実績ですけれども、大雨災害時や防災訓練時に使用いただいております。次にデジタル簡易無線機について回答致します。保有台数は 21 台です。配備状況は 21 台すべてを消防団に配備しております。内訳は 1 つの分団に対して 6 台、本部班に対しては 3 台配備しております。1 台の購入に係る金額は約 6 万円です。年間に必要となる費用はございません。年間の利用実績につきましては、訓練や火災時等消防団出動時に使用しております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

今答弁頂いたことを整理すると、I P 無線機は町と各自主防災会自主防災会 16 個あるので合計 16 台保有、年間合計計算すると 80 万円ですので 1 台に換算すると約 5 万円の維持費がかかっている、デジタル簡易無線機は消防団関係で 21 台保有、購入費用は 1 台約 6 万円で年間の維持費はかかっていないということだと思います。使用実績はどちらも基本的に訓練時ですが、区に貸し出している I P 無線機の方は年間 1 回の防災訓練に対して、デジタル簡易無線機は消防団が活用していますので訓練回数としては年 1 回から 2 回程度増えるかなと思います。次に各無線機の機能的なこと比べてみると、まず I P 無線機ですが、この無線機の通信システムは携帯電話の回線を利用しているので、携帯電話の基地局が被災するなどして機能しなくなると使用することができなくなります。昨年 6 月 2 日に発生した台風 2 号の災害では、当初は I P 無線での通信が出来ず消防団の車載無線機を借りて通信したと古戸地区の方から聞きました。対してデジタル簡易無線機はそれぞれの無線機が電波を発して通信するので、電波の届く距離の制限はあるとしても何かが被災したせいで使えないということはありません。なお三輪地区から本郷までとか、御園から役場のあたりまでとか通信ができています実績があることも聞いています。またデジタル簡易無線機より通信範囲が広いものにアマチュア無線機これがありますが、アマチュア無線機には免許やコールサインが必要で誰もがすぐに使えるわけではありません。しかしデジタル簡易無線機は申請しておけば誰でもすぐに使う事ができます。次に災害への備えという観点で災害に関する私的な考え方も含みますが、災害に備える場合、基本的になるべく小さなまとまり、1 番小さなまとまりとしては個人ですが、そのようななるべく小さなま

とまりで災害を乗り越えられるように準備をしておくことが重要だと思っております。要するに何かあった時に1人でも災害時を過ごせる準備をしておくこと、次に小さなまとまりとしては家族、家族ですが家族で災害時に過ごせる準備をしておくこと、隣近所で各組で各区でのようになるべく周りの手助けがなくても災害時に過ごせるように準備をしておくことが重要だと思います。なぜなら、いつ来るかわからない救助や支援をあてにして準備をしておいては、それがくるのが遅れたら対応できないということになってしまうからです。ですので、携帯電話の基地局という他の団体が設置したものを頼ることなく、町という小さなまとまりで解決できるような個々の無線機が電波を発するデジタル簡易無線機などで対応できるようにしておくことが、災害の備えとしては重要だと考えております。そこで質問します。年間の維持費がかからず、免許やコールサインなどの手間も不要で、基地局などの機能不全を心配することなく使用することができるデジタル簡易無線機の拡充を図り、I P無線機の配備を縮小又は取りやめる考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

I P無線機とデジタル簡易無線機の違いは大きく分けて電波回線と送受信範囲の2点です。電波回線につきまして、議員が仰るように携帯電話の回線を利用はしておりますけれども、東栄町で使用しているI P無線機の基地局は遠隔地にあるため、東栄町で災害が発生した場合に基地局が被災するリスクを軽減しております。また一般の方が使用する携帯電話の回線とは別の回線を使用するため、回線が混みあい使用できないという事も少ないと考えられます。送受信範囲はI P無線機が町内一円に対しデジタル簡易無線機は数キロの範囲となります。町災害対策本部と地区自主防災会との情報伝達を考えると、デジタル簡易無線機ではカバーできないと思われます。以上のように、I P無線機とデジタル簡易無線機双方にメリットデメリットがあるため、それらを補う意味でもI P無線機の配備を継続していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今ご答弁頂いて、基地局が遠方にあるということなんですけれども、昨年6月2日の台風の時に古戸地区でI P無線機が使えなかったと伺っていますが、その理由を教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

可能性としてはこちら側の I P 無線機の電源が落ちていたことが考えられます。

議長(加藤彰男君)

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

災害があった時にいつもと違うというアンテナを張るという事はとても重要なことです。I P 無線機を使うという事であれば、少しでも雨が降っているのならば地区の事を考えて早めに電源を入れるという作業をして頂きたいと思います。あと、遠隔地に基地局があるということなんですけれども、私が過去に航空機パイロットの方の講義を、話を聞いた時の話なんですけど、災害関連の報道会見等で説明する方が「今回の事故は想定外でした。」ということがよく聞いたことがあるかと思いますが、言われていたのが、その道のプロが簡単に想定外という言葉を使うのはよろしくないとお話をしていました。やはり、どんな事故が起こり得るのか考えて、様々なことに考えを巡らし対応できるように訓練などをして、想定外を想定内にしてこそ乗客の皆様安心して空の旅をしてもらえることだと言っていたことがとても印象的で記憶に残っています。その観点から質問していきませんが、基地局があると言われている遠方で災害が発生し基地局が被災している時に同時にこの町で災害が発生した場合等には、必要な時に I P 無線機が使えないという事になりますがそのことについてはどのように考えているか伺います。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

I P 無線機が使えないという場合のことですけれども、その場合、やはりデジタル簡易無線機、あと消防団で管理している移動系防災行政無線や地区自主防災会で所有しておるアマチュア無線機、これらを活用するなどして対処して頂きたいと考えております。

議長(加藤彰男君)

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

今言われた対応、急にやるとなると難しいことになると思いますので、さっきもお話しましたけれども、いろんなことを想定していろんな格好で訓練ができる、なかなか時間もないかもしれませんが訓練をして備えて頂きたいと思います。もう 1 つの再質問させていただきたいんですけれども、災害時に災害対策本部との距離が近くなると考えられる本郷

地区や市場地区、下田地区などはデジタル簡易無線機でも電波が届かないという心配もほとんどありません。また、もしもの場合には伝令に走ることも可能と考えられます。このことから、わざわざ1台5万円の維持費をかけてまでI P無線機を全地区に配布しなくてもいいと思いますが、災害対策本部の近くの地区をデジタル簡易無線機に変更していくお考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほどもお答えさせて頂いたんですけれども、災害対策本部との距離に関わらずI P無線機やデジタル簡易無線機などの各種ツールを今後も活用して行きたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

それぞれ言われている通りデメリットメリットがありますので、切り替えのタイミングだとかを見極めて、もちろん訓練も通してですがなるべく費用を抑えた格好で最大の災害時の対応を作っていって頂きたいと思うので、今日質問をさせて頂いたこともちょっと頭に置いて今後考えて頂きたいなと思います。初めの質問でI P無線機やデジタル簡易無線機の使用回数が年数回程度と答弁頂きました。年数回程度、ほぼ特定の人しか触らない状況だと思うんですが、果たして有事の際にスムーズに扱う事ができるのでしょうか。こんなことを言うのはあまりよくないかもしれませんが、無線通信を担当していた人が地震等の災害によって亡くなって無線機を取扱えない可能性もあります。また災害時は日常と異なる状況で、さらに精神も正常でない状態で必要な情報を的確に伝えることは非常に困難と思われます。このような状況に少しでも有効に無線機を使えるようにするためには、普段から無線機の使い方に慣れると共に無線機を使って話すという事にも慣れておくことが必要ではないかと考えます。そのように無線機の扱いになれている町民をなるべく多くすることで、有事の際に「あの人がいないから情報伝達ができない」ということが少ないと考えられます。以上のように普段から無線機の扱いに慣れること、無線機を使える町民を増やすこと、このことが災害時にも有効に働くことが考えられるため、デジタル簡易無線機の購入等を町が補助することで、無線機に興味があるけれどもあと一歩踏み込めていなかった人を後押しすることができると思います。また資格やコールサインが必要ですが、やはりアマチュア無線機の方が通信距離も大きくなるのでアマチュア無線資格取得等にも補助ができると思います。以上から質問します。デジタル簡易無線機やアマチュア無線などの購入や資格取得等無線に関する補助制度を創設する考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

各種無線機の購入に際しては、地区自主防災会においてコミュニティ補助金を活用していただく等の対応を頂いております。また過去には町で無線の講習会場を設けてアマチュア無線の免許を取得していただいたこともありますけれども、免許不要なＩＰ無線機やデジタル簡易無線機を活用して頂くことが適切と考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

２番（佐々木一也君）

地区のコミュニティ補助金を活用して頂いているという事なのですが、そこでお聞きしますが、この地区のコミュニティ補助金を各地区で個人が購入する無線機などにその補助金一部又は全部を充てても良いと考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

地区として購入する場合に充ててほしいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

２番（佐々木一也君）

地区としてという事なのですが、地区の補助金を導入するという方法ですと、地区全体が無線といったツールを使った情報伝達に興味があれば買うだけになって、使い方に慣れたことを増やすということができなければ私は考えますが、町としてはこの地区で無線機を購入することで有事の際に有効な情報伝達ができると考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

情報の伝達に関しましてはやはり今配備しております I P 無線機やデジタル簡易無線機等あらゆるツールを活用していくことが情報伝達には有効であると考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

そうですね、いろんなツールを使ってという答弁を何回か頂いていますが、先ほどからも言わせてもらっていますけれども、なかなかいろんなツールを混ぜていろんな地区で話すという事は難しくなってきます。私は元々消防だったので、体にいろんな無線やトランシーバーをつけてこれはあれとかやるだけでも大変だったので、今言われているような方法で情報伝達を有効にしようと思うのであれば充実した訓練を計画していただければと思います。次ですが、地区からの無線通信は各地区の役員の方などが実施していることがほとんどだと思いますが、これは自ら進んでやって頂いている方だけではないと思います。災害の情報発信を分かりやすく簡潔に伝えるためには、やはり普段から無線機に慣れている方が行うことが良いと考えます。無線の担当を各地区の役員の人に充て職のようにお願いするよりかは、やる気のある方を見つけてお願いする方が責任感も生まれて良いと考えます。この事から、先ほどお話をさせていただきました補助金を活用した方だとか、無線通信の分野で町の防災に協力してくれるという方を各地区の無線に関する担当に任命するなどとして、担当を持ってもらおうという事で責任感をもたせて災害に協力してもらえそうな体制つくるといいと思いますがどうでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

地区の自主防災会によっては無線担当を決めて運用している地区もあると認識しております。町から個人に対して無線担当を任命するということは考えておりませんが、地区自主防災会内で災害時における連絡体制をどのように構築するか検討し自主防災会内で無線担当を任命することは運用面で効果的であると考えます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

各地区で無線担当を作っているというご答弁だったんですが、そういうもの各地区他の地区に情報共有できるような場を町のほうがもてると思いますので、そういうところでこの地区でこんないいことしているんだというのを情報発信して頂けると、さらに他の

自主防災会も強くなっていけるのかなと思いますのでその点をお願いして2点目の質問にいきたいと思います。2点目ですが、定時放送などについてです。現在の町の情報発信の方法には広報誌や東栄チャンネル、SNSやホームページなどがありますが、これらの情報発信ツールがどれぐらいの周知効果があるか、またどのような情報が求められているのかこちらについて調査等を行ったことがあるかその実績を伺います。

議長（加藤彰男君）
総務課長。

総務課長（伊藤太君）

どのような周知効果があるか、またどのような情報が求められているかという調査を実施したことはございません。町としましては発信すべき情報は東栄チャンネル始めとした各種ツールを活用し発信をしております。

議長（加藤彰男君）
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

情報発信のツールを使って発信はしているけれど調査はしていないということでした。情報発信を効果的にするためにはぜひ調査をして頂きたいと思います。予算がないからとかそういうこと、もし言われる様であれば今公式なラインも東栄町で作っていると思いますので、そういう所で無料アンケート調査もできるようなシステムもありますので、そういうものを活用して是非調査をして、無駄な情報発信を無くして有効な情報発信にして頂きたいと思います。続けますが、町では様々な補助金を準備していたりイベントを実施したりしていますが、その情報が町民の皆さんに行き届いておらず補助金を知らなかったとかイベントを知らなかったという声をよく聞きますし、私自身もあとから知るようなこともあります。これは実際私がよく体験する話なんです、会話の中で町の行っている補助金の話に触れると、「あ、そんないい補助金があっただかん。」と言って早速申請する人を何人も見えています。町が行っている事業には素晴らしいものがたくさんあるのに、その情報がそれほど多くない人にしか行き届いていない現状はどうなのでしょう。もちろん100%の町民の皆さんに情報を届けるのは難しいかもしれませんが、だからといって諦めていいとは思いません。その100%という数値を目指していく努力は続けていかなければと考えています。町では過去に防災行政無線の戸別受信機や屋外スピーカーから決まった時間にお知らせが流れる定時放送、これを行っていました。この定時放送のいい所には、1つ、決まった時間に流れる事。2つ、作業をしながらでも情報を得ることが出来る事があると思います。1つ目の決まった時間に流れる事とは、決まった時間に音が聞こえると広報の時間が来たと気づいて自然に広報を聞こうという体制に入ることができます。また決まった音楽で始まったり、「こちらは広報とうえいです」という文言で始まったりする

のでこれによっても広報が始まったことに気づくことができます。2つ、作業をしながらでも情報を得ることが出来ることによる情報発信ですので、仕事や家事をしながらでも耳を傾けさえすれば情報を得ることができます。以上のように決まった時間にお知らせすること、音声による情報発信をすること、これは情報を得るリズムが出来ますし、何か作業をしながらでも情報を得ることができますが、残念ながらこの両方を兼ね備えた定時放送のような情報発信は現在この町にはありません。お隣設楽町では、朝昼晩の日に3回戸別受信機と屋外スピーカーから定時放送が流れる他、スマホの防災アプリでも戸別受信機と同じように定時放送が流れます。なおこのアプリでは、設定では通知音を流れるようにしておくと、「設楽町役場からののお知らせです」と喋って通知してくれるので、スマホに広報が受信されたことに気づくことができ防災アプリを開けば音声と文書で確認できますし、公式LINEとも連動していますのでLINEのほうで文書で見ることができます。その他母数は少ないんですが、東栄町の住民の方に協力して頂いてアンケートをした結果、定時放送の再開を希望する声は67%もありました。町民の方たちはやはり町の情報が欲しいと思っている事の表れだと思います。そこで質問します。定時放送再開することで情報取得の機会が増え町の情報を知らない町民の方の数を減らす効果が期待できますが、定時放送を再開する考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

情報発信の方法といたしましては、広報誌、東栄チャンネル、ホームページ、各種SNS、回覧、チラシ等があり得ます。議員おっしゃる通り定時放送は時間になれば耳を傾けるだけで情報を得ることが出来るメリットはありますが、常日頃の情報発信といたしましては各ツールを使って発信しております。2点目は定時放送の維持管理面での問題です。定時放送を維持するには、全体で考えると多くの時間を必要とし担当職員も必要となってきます。職員数の減少、また年々自治体の業務内容が増え多様化している状況を鑑みますと昔と同じことを維持続けることは難しくなってきています。また定時放送をするためには施設の改修が必要となるかと思っております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

情報発信の手段についてちょっと話を変えるんですけども、プッシュ型とプル型に分けられます。プッシュ型は情報を基から積極的に情報発信をするもので、プル型は受け手が欲しい情報を探して取得する形態なものです。町の情報発信をプッシュ型とプル型に分けてみるとプッシュ型は広報誌や屋外スピーカー、戸別受信機です。プル型は東栄チャン

ネルとホームページです。SNSと東栄Sアラートはスマホの通知音を鳴る設定にしてあるかメッセージが届いた時にそれが分かるように表示してあればプッシュ型ですし、そうしていない場合はプル型に含まれます。なお、定時放送を流す手段は過去には戸別受信機やスピーカーから音声しか流せませんでした。現在は音声の他文字でも送ることができるようになり、スマホやタブレットなどで見たり聞いたりでき、その手段は広がっています。ですので、定時放送は勝手に放送が流れたり通知がされたりしたら定時放送はプッシュ型ですが、戸別受信機からの音声を流さずにスマホ等の通知音が切られてしまったらプル型に入るのが定時放送です。以上のことをふまえて私が考える有効な定時放送の方法は東栄Sアラートのシステムを活用して戸別受信機から放送が流れてスマホやタブレットでは放送があったことのお知らせが届くことです。戸別受信機ですが、定時放送が流れるなら費用の一部を負担しても設置したいかアンケートした所、約60%の方が設置したいということでした。先ほども言いましたが町民の方たちは町からの情報を欲していますし、その情報の取得の手段としては自ら情報を取りに行くプル型ではなく無理やりでも送られてくるプッシュ型を望んでいます。そこで質問します。プッシュ型の情報発信であるこの定時放送が復活するのであるなら有償でも戸別受信機を設置したいという希望者に貸与又は譲渡する考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

定時放送を再開する考えがないため戸別受信機を有償貸与又は有償譲渡する考えはございません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

定時放送を再開する考えがないというお話でしたが、町の素晴らしい政策がいろいろあるものですから、なるべく多くの人に知ってもらえる方法と思って考えたのが定時放送という方法なんです。この方法をとらない場合、今町民の方としては情報がないということを知っているのに対して町としては住民の方への広報の充実を図るためどのような方法が有効と考えているかお伺いします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

私から回答させていただきます。まず今まで進めてきたツール、8つのツールで進めて参りました。今おっしゃるように戸別受信機そのものも定時放送の状況の中で、先ほども言いましたように有償譲渡する考えはございませんが、今も戸別受信機の状況の中で定時放送の中でどうするかという話だと思います。今も現在の12チャンネルの状況では難戦しておりますし、どちらも当然ですね、メリットデメリットあるわけでありまして、今は12チャンネルに声が出ないという状況です。前回もお話させて頂いた通り、北設情報の中では民間譲渡して放送権をとれる状況で進める検討もしておる状況でありますし、それから先ほども言いましたアプリの状況も段々改修されてきますので、それを使ってどう情報をとるかという事だと思います。個人がそのところでそれを受取って声で出すかという状況、その状況もそうですが先ずはそういうものを使っていただくことが前提だと思っていますので、私どもはいわゆるスマートフォンの貸与タブレットの貸与はしておりますし、戸別受信機は今のところ災害時の対応しかできておりませんので、災害時の状況では流れるように戸別受信機をいま設置されている方も数名おられると聞いておりますが、そんな状況であります。それから定時放送、先ほども言われました有償で譲渡と言われますが、戸別受信機をお渡しするだけではなく、私はこちらから発信する状況の中で設備投資をもう一度しなくてはいけない、そのこともふまえてご検討していただければならないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

戸別受信機で定時放送を再開する事、要するに今公式LINEとかでも情報発信して頂いていますが、時間が、担当に聞くと18時か12時を決めて送っていると事なんです毎日ではなく不定期です。出来る事であれば毎日同じ時間に同じ情報を2回送っても3回送ってもいいと思います。お隣設楽町では何回も同じ情報を送っていますしその情報いつみるかというのは分かりませんので1回送ったらからいいじゃなくて何回も送って少しでも目に止まるようにして頂きたいと思います。要するに、定時放送の復活に定時放送、定時の情報発信の復活をお願いしたいのと、それに加えて出来たら定時放送の復活をお願いしたいなと思っています。もちろん戸別受信機で、購入維持にお金が掛かると思いますが、購入の方はまだ国の方が特別交付税の方を出していますので少し検討も頂きたいと思います。それでは最後に3点目の質問ですが、協働のまちづくりのための住民参加等についてです。町の仕事には町民の皆さんの生活の関わる条例の改正や公共施設の新築増改築等、様々なまちづくりに関するものがあると思いますが、町の進めるといった業務事業に対して住民説明やアンケート懇談会を実施しているのか、その基準等があるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

具体的な基準は設けておりません。条例や事業の内容によって判断しております。なおパブリックコメントにつきましては、町パブリックコメント手続き要綱の第3条に対象施策等を規定しておりこれに基づいて実施しております。

議長(加藤彰男君)

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

続けます。町民の方から町の事業等に対して説明がないとか説明が不十分という声をききますが、そのような声があることをご存じですか。またそのことをどのように受け止めてどのように考えているのか伺います。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

周知や説明がお1人お1人まで十分に伝わらない場合があることは承知しております。十分理解して頂くことで円滑に施策が推進できるものと考えますので、1人でも多くの方に関心を持って頂き伝えられるような周知説明を心がけていきたいと考えております。

議長(加藤彰男君)

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

もちろん私の方に説明がないという声はくるんですけども、説明があったという事は来ないので、実際はどれくらい聞こえているか聞こえていない声しか、もちろん届かないのでわからないですけども、それでもさっきの別の質問でも言いましたけれど、周知100%目指すということは忘れずにお願いしたいなと思います。続けますが、みんなで町を良くしようという意識を共有する事を目的として東栄町まちづくり基本条例が制定されています。その第15条には政策への住民参加のことが規定されており、その条文の解説文をみると、第15条では議会及び行政が行う政策の全ての過程において住民の参加を保証する事とその際の支援について定めています。という書き出しで始まっています。また、その第15条第1項の解説を見ると、計画、立案、決定、実施、評価及び終了など政策遂行の各過程において議会及び行政は町民が参加する機会を保障するとともに、個別の意見聴取、アンケート調査、座談会、パブリックコメント、ワークショップ等により多様

な手段による町民の参加機会を設けることを定めています。と書いています。要するに、この第 15 条では行政等が行う政策の全ての課程へ多様な手段による住民参加を保証しているものだと思います。そこで質問します。まちづくり基本条例第 15 条で規定している住民のまちづくり企画などの参加の保障についてどのように考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

政策を進めるうえで町民の方に知って頂くこと、また考え方を共有することは非常に大切であると思っています。このため政策の各過程において町民の皆さんにご意見を頂くなど関わって頂く機会を設けるよう努めているものです。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

続けて質問します。まちづくり基本条例第 15 条の多様な参加の機会これを設けることについて、どのような手続きが考えられどのような時にそのような手段を使うのが適当と考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

場合によると思いますけれども、先ず手段といたしましては全体的な移行を把握するには一斉のアンケート等、直接意見を伺う際には座談会や会議に参加して頂くようになると思います。時期につきましては各事業の性格によって企画段階から参画頂き一緒に考えて頂く場合もありますし、町の案を示す段階でご意見を頂く場合もあると思います。それぞれしかるべきタイミングはあると思いますのでその時期に応じて参加していただくことが適当であると考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

今ご答弁頂いたようなことをやってもらいたいんですが、私が確認しているところだと各課でどういう時にどういうことをやるということはバラバラだと聞いています。お隣の

新城市では市民参加と協働のまちづくりに取り組むため新城市自治基本条例が施行されています。新城市も東栄町と同じく市民参加手続きの基本となるルールや基準がなく、各課でばらつきがあったそうです。そのため市民参加におけるガイドラインを作成し住民参加の機会をしっかりと確保し、また各部署が同じガイドラインを使うことで住民参加の機会の取りこぼしをなくし市民に対してどのような政策の場にどのような手段を用いてどのタイミングで住民参加が保障されるのかとても見やすく分かりやすくなりました。そこで質問します。現在各課で対応にばらつきのある住民参加の保障について、どのような場合にどのような手段を用いて住民との協働のまちづくりを進めるか分かりやすく示し、町民に余計な不安や不信を与えないようにするため住民参加又は住民参画の基準を作り示す考えはあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

そういった基準を作成する場合、例えば事業ごとに事業費や事業内容等様々な要素を基に、どの時期にどんな方にどのように参加して頂くかを設定することが必要となり非常に詳細になるため、全体に基準を定めるということは難しいと考えておりますけれども、みなさんの不安や心配をできる限り少なくなるよう、今後も必要な時期に適切な方法でご意見を頂く機会を設けるよう努めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

新城市のガイドライン、ホームページに公開されていますので一度見て頂ければと思いますが、今ご答弁頂いたみたいに非常に細かいことが定められている訳ではありません。こんな政策の時とかこんな条例改正の時とか少しふわっとした感じで大枠を決めてそこに該当したらどういったタイミングでどういう事やっていくよと、こう手順を作って示していくようなものになっております。東栄町の第6次総合計画の中にも協働のまちづくりが掲げられています。そのまちづくりの参加のことも書いてありますので、町民の皆さんがこう入って分かりやすいものにするためにも、一度新城市を参考にガイドライン見て頂いて、こういう時はやろうというのを全課共通でもってもらえるときれいな進め方ができるのかなと思います。今回情報の発信や情報の収集といった情報というものに焦点を当てて大きく3問質問させて頂きました。情報というものになるべく多くの町民の皆さんに正しく届くことを期待しています。これで私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で、2番 佐々木一也議員の質問を終わります。

次に4番櫻井議員の一般質問を予定していますが、準備でき次第4番櫻井議員の一般質問に移りますので宜しくお願い致します。櫻井議員用意をお願いします。

----- 4番 櫻井孝憲 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に、4番 櫻井孝憲議員の質問を許します。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

4番、櫻井孝憲です。議長のお許しを頂きましたので一問一答方式で一般質問をさせて頂きます。今回は大きく3つの質問をさせて頂きます。まず、最初に1番目、三遠南信自動車道東栄インター開通に向けての経済政策についてです。ご存知のように三遠南信自動車は長野県中央自動車道飯田山本インターを起点として静岡県浜松市の浜松市引佐町の新東名高速道路を結ぶ延長約100キロの高規格幹線道路です。新東名自動車道と中央自動車道を結ぶ広域ネットワークを構築すると伴に三遠南信地域の交流促進連携強化、災害に強いネットワークの確保、災害に強い道路機能の確保、救急医療活動の支援を目的として計画された道路であり今後地域に大きな役割を果たすことが期待されております。東栄インターチェンジから鳳来峡インターチェンジの区間が2025年度来年度開通予定です。全通開通した際の効果を次のとおりだと言われております。効果1、浜松市と飯田市の所要時間が約2時間となり40から120分短縮されます。さらに奥三河地域は高規格幹線道路インターまで60分到達エリアとなってきます。効果2、災害発生時における安全な回路が確保されることで大規模災害による孤立集落の発生の回避距離が期待されております。効果3、救急医療施設への運搬時間が短縮ができ地域医療サービスの向上につながります。効果4、三遠南信地域は人口230万人、工業出荷額は16兆円を超えそれ全国6位です。豊かな経済資源や自然環境特色ある歴史、文化を有し高いポテンシブをもつ地域です。三遠南信地域の交流促進連携強化による地域の活性化が促進されます。このようにたくさん効果がある中で今回は効果4経済効果に対して質問させて頂きます。2月5日の新聞では三遠南信道7号橋開通式において、村上町長が「難所が解消出来、全てが変わる。通勤や通院の行き先が大変便利になる。」と期待を込めて述べられたと掲載されております。これに対し質問ははじめさせていただきます。1、令和7年度に鳳来峡インターから東栄インターが開通することによって浜松方面からのアクセスが飛躍的に良くなりますが、町としてのどのような経済効果があると見込んでいるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

失礼します。三遠南信自動車道、新東名高速道路の開通当時の話となりますが平成 24 年春、浜松いなさ北、鳳来峡インター間が開通、同年には浜松いなさ北、浜松ジャンクション同じく新東名も御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクションが接続されております。なお東栄インターにつきましては、平成 31 年 3 月 2 日に東栄、佐久間川合インターが開通しました。三遠南信自動車道が開通して 10 年以上経っておりますけれども産業、観光、医療住民の暮らし等で大きな整備効果が図られたことは皆さんも実感されておられる事と思います。観光面でとうえい温泉を例にあげますと、この平成 24 年の時点を境にしてとうえい温泉への入浴者数で前年度平成 23 年度と比較しますと 16 万 6 千人から 17 万 6 千人と約 1 万人増えております。観光面では明らかに高速道路の恩恵を受けていると感じます。現在国道 151 号は新城市との市町境が南の玄関口となりますが、東栄インターが開通することによりまして国道 151 号と三遠南信自動車道東栄インターの 2 路線からの流入となります。東栄インターは東名や新東名から三遠南信道路乗り継いで来られますので、その点では遠方からの観光客においての新しい南の玄関口になり得ると考えられ、豊川から西の岡崎や名古屋からの県内の来訪客、東につきましては浜松から静岡東京方面からの県外からの来訪客が見込まれます。なお国道 151 号は今まで通り豊橋や豊川からの沿線の人が利用されますが、昨年 6 月 2 日の豪雨の際の三河川合地区での法面崩壊では通行止めが 10 日間に及び設楽町を回るなどの迂回を余儀なくされ通勤や運送など大変苦勞されたと思われます。とうえい温泉も温泉利用客が 151 号を利用してこられる方が多いため、6 月 5 日から 9 日の 5 日間メンテナンス休業を含んでですが、その前後 5 日間やむを得ず追加して休業した経緯がございます。東栄インターから鳳来峡インターがつながっていれば国道 151 号のう回路としても活用できることになり、そうした天候や道路事情で通行が制限されることもなくなることも間違いありません。東栄町に観光で訪れる方は山や川、祭りや食べ物、その他体験などあらゆる目的をもって来られますので、その中で東栄町らしさを発信しているとうえい温泉や天文台、のきやま学校などの集客施設、なおり、ぼたびなどの体験、ホテル、登山や川遊び等に訪れ食事をし宿泊をしてお土産を買って頂けることになれば経済効果は大と考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

次の質問ですが、それに対する予想される経済効果に対してどのような政策をたてているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長(佐々木豊君)

政策といたしましては、一般社団法人として新たなスタートした観光まちづくり協会を中心に商工会と取り組んでいるまちづくりを主軸としますが、今後はさらに深掘りしてご協力して頂ける事業所、個人事業主と連携を図る必要はあるかと思います。令和6年度では町の編集部委員の推進という事で、そうした個人では難しい情報の編集や情報発信の効果的な推進を行う他商品のブラッシュアップ、魅力化に向けた取組みの一体化も考えております。また、のきやま学校の整備により地域の魅力や情報発信地域が様々な専門性やスキルを持つ人々を受け入れることは経済や文化の多様性を広げるだけではなく、新たなビジネスやイノベーションの創出につながる可能性があります。仕事と休暇をとり合わせた形態ワーケーションですとか日1居室、週末、季節居住といったようなより多様性のある生き方もありますので、そうした方には関係人口となって頂き次なる関係人口を呼びこめるのではないかと思います。

議長(加藤彰男君)

櫻井議員。

4番(櫻井孝憲君)

のきやま学校のことが出ましたが、予算案で計上されている事でもありますので詳しくはその時に質問させていただきます。三遠南信自動車道東栄インターの開通は町にとってはメリットばかりだけではなく、逆に町から浜松に買い物客が流失してしまう等のデメリットも考えられます。町としてはどのようなデメリットがあると考えているのかまたそこからへの対応策があるのか伺いたいと思います

議長(加藤彰男君)

経済課長。

経済課長(佐々木豊君)

交通の便が良くなるという事は東栄町に入ってきてやすくなることではなく東栄町から出ていきやすくなることにもなります。仰った通り若い人などは外へと目を向けるはずですので、行楽ですとか買い物には今まで以上に三遠南信を利用して出かけられることになると思います。外から三遠南信を利用して来られる人にも、東栄町に泊まらなくても目的が達成できることになろうかと思います。交通の便が悪かった頃は衣食住は町内で賄えられ、外からの用事を済ますのに泊りがけということもあったと思いますが、交通の便が良くなるという事が良いことばかりではないことをしっかり捉えていかなければならなくなったことを理解しなければいけません。道がよくなれば人の流れも変わるように東栄インターが開通すれば三遠南信の行き来も増えます。インターができたただの通過点になってしまったということにならないようにするために、対応策としては町内事業者や観光施設な

ど横のつながりを今以上にしっかり築き東栄町らしさを引き出していく事を重視して、気に入って来られる方が上回るよう訪れたくなる町東栄町目指していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はい分かりました。次の質問させていただきます。提案ですが東栄インターを降りたところにトイレや飲食店を備えた集客率のある施設、例えば新しく事業を起こしたい方がスタートアップ事業として借りることが出来るタイニーハウス。タイニーハウスとはシンプルで小屋のようなサイズの家のようなものですが、そういったタイニーハウスを造るなどして東栄町の魅力を紹介できる施設を新設することは可能かどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

通常、インターを降りた間というのは、まずその町の魅力などが分かる情報があったりそのまちならではの郷土料理、例えば東栄チキンを食べられたりするなどの町の良いものを凝縮したのを見うけられます。東栄町の場合インターから主要施設のある本郷や観光施設がある下川・中設楽などまでは距離があるため、そちらへ誘導する事も課題となります。ご提案頂きましたトイレ、飲食店、タイニーハウス、魅力発信できる施設はそうしたインター周辺には必要なものであると思いますが、用地や財源等考慮しても直ちにできるものではございませんので、それまでの間、既存施設の有効活用を図ったり民間事業者等々の連携しながら東栄町魅力を発信することになりそうです。今後限られた土地を有効に活用するという点ではご提案のタイニーハウスを活用したコンパクトな受け入れ体制は考える価値はあると思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

積極的に動けられるところは積極的に動いて、やっぱり動いていったほうがいいと僕は思っております。次に観光政策についても経済政策の一つだと思いますので、次に質問させていただきます。僕も何回か、とうえい温泉やのきやま学校までどうやって行ったらいいのかなということを聞かれたことが何回かあるんですが、東栄町の主要施設への案内板がないため他の市町村からの来訪者には不親切と、ちょっとわからないと思われることが多

くて、東栄インター付近を始め各所にそういった案内板 表示を新設することは予定はないか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在建っている看板等につきましては、車などのナビ案内にそぐわないものもあったりしますので、施設の移動や新しくできたものなど内容の更新も含めまして、令和6年度に施設名称などの行き方が分かりやすく景観に配慮した配色で施した観光案内板の設置や修繕等を計画しております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。次の質問に入りたいと思います。町のメインストリート 151 号を案内信号のところにあるフレッシュタウンとかの大きな看板などの、ずっと思っていたんですけども、壊れており、もはや見苦しいというか、景観が良くないということを思っていて、廃れているようなイメージになって象徴なように思われるという事で、その修理やいろんな関係が商工会さんとか関係があると思いますが、修理や塗り直しをするべきだと思いますがちょっと伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

駒久保トンネルにバイパスが出来た際に、本郷商店街へ誘導する案内標識として当時本郷発展会で建てられたフレッシュタウンの看板のことと思われますけれども、看板所有者が現状修理等ができないため、町として特段何かできることではありませんが 現在商工会の方でも基礎や看板骨組み部分を生かして魅力ある案内標識へと検討されていると聞いておりますので、町が設置や修理する案内板も含めまして訪れる客が分かりやすいものへと協力していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。今回プラスにもなりマイナスにもなる三遠南信自動車道に対して東栄町の持続可能な発展のためには政策とそれに伴う戦略が急いで急務であると思っております。民間を巻き込むなどして機運を上げられるよう動いていってほしいと願っております。次に大きな2番で東栄駅舎の整備について質問させていただきます。東栄駅は単に電車の乗り降りをするためだけの場所ではなく、東栄町の魅力を紹介するふるさと文化交流館としても活用されております。平成4年2月28日に現在の形に改修され無人の観光案内所やちゃちゃカフェが併設されました。そのような東栄町の玄関口ともいえる東栄駅ですが、観光客をお迎えするには老朽が進んでおり決して見栄えがいいとは言えません。質問させていただきます。鬼の顔をかたどった東栄駅舎の側面の塗装が汚れていたり剥がれたりして見苦しい。やはり毎日近くで普段見ているとそうは分らないですが、たまたまテレビだったりとかに映ってしまうと、「こんなにちょっと汚れていたのかな」と感じるものが僕も出てきて、やはりこのJRさんと協力して塗り直すなど整備ができないものなのか、また鬼をモチーフとして例えば東栄町らしいチェーンソーアートの作品等を展示しさらに町の魅力アピールすることは可能かどうか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい東栄駅は、今の駅舎は平成4年に建て直してから32年経過しております。その間、平成16年度に外装等の改修を行っております。しかしその改修から20年近く間隔が空いております。前回の改修が12年経ってからでしたので8年ほど余分に経過していることになると思います。修繕等の時期を迎えているという事は感じております。駅舎にしましてJRとの協議が当然必要となりますので、飯田線東栄町の顔として修繕で行えるようJR側と協議を進めていきたいと思っております。またチェーンソーアートの作品を構内に展示ということでございますが、JR側がお認め頂けるのであればそうした地域の特色をご覧頂き東栄町に関心を持って頂けるよう働きかけもしていきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

整備ということですので、関連でJR飯田線を走る列車は秘境駅号としても好評と聞いております。飯田線の話なんですけど、どのぐらいの利用者数があるのか、また途中の休憩駅として東栄駅を利用して頂けるように、例えば停車時間を延長してもらってトイレを利用することができる、軽食を購入できる、例えば足湯につかれるなど何か新しい方策を立てることは可能かどうか積極的にできないか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

通告にありませんけれども、それは答えられる範囲でという事でいいですか。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

急行飯田線秘境駅号ということですが、秘境駅でも人気の駅を訪ねて訪れその駅や周辺の観光を楽しめるのが毎年春と秋を中心に運行される観光列車となっております。2010年に予約の秘境駅号として当時は豊橋から天竜峡間を運行して始まっておりましたが、次第に話題になりリピーターでにぎわったため基本の運行区間の豊橋から飯田へと延び2020年に10周年を迎えたこととなっております。例年は春、夏、秋の行楽シーズンの土日祝日に3両編成で運行されほぼ満車の状態という事を聞いております。利用者数は上り線下り線とございますけれども、180名の2路線上り線下り線の2路線の7日間という事で推測されますと2,520名但し下りで、東栄駅を下車、途中停車するのはだいたい1200人ぐらいだろうと推測されます。東栄駅では約10分間の停車時間がございますので駅構内のトイレを利用される方や秘境駅号を併せて売店等出店されますので、そこでお土産を買ったりしておる状況です。花祭りの鬼をホーム内で披露したことも過去にはございました。また滞在時間が10分間と限られておりますので大したことはできませんけれども、平成29年には飯田線全線開通80周年ということで、車内でなおり体験、これは豊橋駅からこちらにくる間に行ったものだと聞いておりますけれども、また郡内のゆるキャラですとか花祭りの鬼ののぼり旗や横断幕での出迎えなど盛大にその時に行っているそうです。90周年までにあと3年ということになりますますがそういう企画ものも考えられると思います。

議長（加藤彰男君）

12時を過ぎましたけれども、このまま続けますのでよろしくお願いいたします。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

再質問です。今、多数の方がみえるという事で、さらに駅のトイレが和式でもあり高齢者や体の不自由な方、お子さんには使いづらいと思われます。洋式のように誰もが使いやすいトイレの整備が必要と思われますが改修する予定はあるか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

トイレは平成2年2月にJRが建てたものでございます。当然所有権等はJR側にあります。設備も30年以上たって古くなっておりまして管理も清掃等もしづらいかと思われ

ます。ＪＲ側として、車両にトイレが最近ついているため駅舎のトイレも無くしていくという動きもございますので、今後はＪＲと調整しながら良い形に東栄駅に使いやすいトイレとなるような働きかけをしていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

４番（櫻井孝憲君）

東栄駅も、例えば三遠南信自動車道を利用し東栄インターチェンジでおりて駅の利用もできるような使い方が出てくると思っております。魅力的なものにしてほしいと願っております。次に大きな３番に質問させていただきます。災害時に備えたライフラインの整備について、今回能登地震ではライフラインが壊滅的な状態となってしまいましたが東栄町も大規模災害に備えた対策をして欲しいと思い今回質問にあげさせて頂きました。東日本大震災などの事例を基に何か対策を立てられているのか、また財源が無限にあるのではないので何を最優先にするのかきちんとした計画があるのか伺いたいと思っております。１番質問、昨年６月２日の大雨の災害でもありましたが国道１５１号及び国道４７３号線に沿って多数の電線が走っていますが、地震や大雨により樹木が倒れた場合断線する危険性が大きいため早急に道路沿いの樹木の伐採が必要と思われます。電線が走っているという事でやっぱりライフラインに繋がってくると思いますが、その経過があるかどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

計画はございませんが、愛知森と緑づくりとして順次行動沿いの山林については防災減災の観点から国道１５１号沿いの作業を行っております。また国道４７３号線も同様に進めていく予定です。駒久保トンネル北側の国道沿いの森林整備がみなさんかよくご存知かと思えますけれども、ここにつきましても山林所有者の理解等が得ることが出来、進めることが出来たものでございますので、他の公道沿いの山林のお持ちの方にも当事業の趣旨をご理解頂き区間としてまとめた箇所から積極的に進めていけたらと考えています。また森林環境譲与税を活用して里山林伐採や搬出補助も行っております。相談にも応じて現場確認しながら対応した補充メニューをご提案しておりますので、ぜひ危険箇所解消にご協力頂きたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。電気の次は水という事で実際新城や豊根と比較いたしますと遅れている感はあると思いますので木の、電力の方を早く進めていってほしいと思っております。さっきの話、水の方ですが前回の議会でも話が出ましたのでライフラインで貴重な水について次2番質問させていただきたいと思っております。現在水道管の漏水があるのか、どの程度あるのか伺いたいと思っています。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼いたします。漏水の質問ですけれども、有収率からも見ても漏水はありません。毎年計画的な漏水調査や臨時的な漏水調査を行っています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。数的に他町村と比べてどのような状況なのかまたその数字が災害時に生活にどう影響するのか見通しがたっているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

過疎町村は有収率が低い状況でありまして、本町におきまして近年近隣市町村とも比べましても低い状況です。災害時に現在の有収率が生活に影響をするものではありませんけれども、老朽化した管路が地震によってさらなる漏水を引き起こし水量不足が予測されますので排水管の更新を進めていきたいと思っています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。今有収率の話しがでましたが、巨大地震等の発生が危惧されるため施設の耐震化を図り災害時の事故を防ぎライフラインである水の供給の確保するために、有収率は浄水場から供給した水の量、配水量に対する水道料金の対象となった水量の割合の示す数値の目標地であります。ということで現在値として東栄町第6次総合計画には値がでて

おります。現状としては2014年は56.0、2019年は55.8、2025年は69.0と記載されております。目標値として69.0への数値へ近づいているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

現在は管の老朽化等による漏水によりまして有収率が下がっておる状況です。特に最近では漏水が多くてまだ確認できてない漏水等もあります。排水管の更新が必要となっております。また計器の誤差も考えられるため老朽した機器等も更新をしていく予定でございます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。3番の質問でして、水道管の老朽化が進んでいると聞いており地震で簡単に破損してしまう恐れがあると思いますが、災害時水道が利用できなくならないように水道管を順次交換する計画はあるか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

令和2年度から実施しています水供給の根幹となる浄水場への導水管交換工事につきましても地震に対応した耐震管を設置しています。先ほどの回答、村本議員に回答した事と繰り返しになりますけれども、補助金等の財源確保に向けまして令和6年度に計画策定業務の予算をお願いしているところですが、愛知県への計画申請が順調に行けば令和7年度から配水管又は浄水場の機器の更新を予定していきます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

ありがとうございます。再質問です。この巨大地震等で断水した場合どのような対策を考えられておられるのかという事をちょっと聞きたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

耐震管を更新しましても直下型地震等の場合地盤のずれなどにより破損する可能性があります。能登半島や他の被災箇所においても状況を確認しますと配水管の破損による断水することが多く、浄水施設は無事の場合が見受けられますので給水方法が大事になってきます。配水管がどの地点まで使用できるのか、またバイパスにより給水ができるかなど見極めて対応することになります。一方で各家庭への直接給水も対応していく事になりますけれども、水道協会への給水車への依頼など被災状況により検討することになります。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。広域連携プランもありますが大災害があつてからでは遅いので、やはり優先順位を決めて速やかに進めていってほしいなと思っております。次に4番の質問なんですが、能登地震においては下水道の電気、水以外に下水道の使用ができず環境汚染などにも問題になってきております。東栄町の下水道施設下水管の老化にそれに伴う対応を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

下水道事業につきましては平成29年度に実施し令和2年度に見直しをしていますけれども、ストックマネジメント計画によりまして下水管は概ね20年以下であるため経過年数的に次の計画で検討する事後保全と分類されています。東栄浄化センターにつきましては、施設本体は平成12年からの供用で比較的に新しくコンクリート構造物の耐震構造となっていますが機器の経年劣化が危惧されているため、令和元年度から機器更新工事を行っており令和6年度と7年度で高速ろ過装置の更新を予定しています。その後計画更新のため再調査を行っていく予定です。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。再質問です。令和元年度の特定環境保全公共下水道経営比較分析表というものがあまして、不明水の流入が顕著になっておりポンプ施設及び終末処理場へ

の過負荷の要因になっていることから、不明水の防止対策を急ぎ進める必要があると思われるが、対策計画などがあるのか、またこの不明水というものは何者なのか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

不明水につきましては耐震の問題ではなくて、雨天時での地下水位の上昇による流入やマンホール内の接続箇所や家庭から流入する公共桝付近の接続不良が原因です。天候により浄化センターへの流入が増えるため管理には苦慮しているところです。対策としましては業務委託による調査や直接職員が調査して修繕している状況ですけれども、地盤の沈下による家庭内からの流入は把握は難しくなっています。全国的な課題となっておりますので他の自治体の対策や研究事例を参考にして対応して行きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はいわかりました。ライフラインは電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信等の日常生活を支えるシステムであります。さらにその中でも生命線となる電気、水道は大災害発生時直後は停止するか使えるかは大きな問題となり大きい。ここが差になってくると思っております。そうならないために少しでもそういった困難さ、そういったものが少なくなるよう町としての対策や計画をきちんとしさらにこれはこういうふうにやっていくことは極めて重要なことと思っておりますので力を入れてやっていってほしいなと思っております。以上で一般質問を終わらせていただきます

議長（加藤彰男君）

以上で、4 番櫻井孝憲議員の質問を終わります。

----- 5 番 伊藤真千子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に、5 番 伊藤真千子議員の質問を許します。

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

5 番伊藤真千子です。宜しく願い致します。一般質問をさせて頂く前に通告書の訂正をお願い致します。通告書 1 枚はねていただき上の質問事項、防災が起きた場合を災害が起きた場合に訂正して頂き横の(1)防災対策本部をどこにというのを災害対策本部という災害に字を訂正して頂きと思います。それでは議長の許可をいただきましたので一問一答方式で質問させていただきます。今回は能登半島地震で感じたことなどを町で対応、対策、主に質問させていただきます。はじめに令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震でお亡くなられた方のご冥福を謹んでお祈りするとともに被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。私事ではありますが、私の知り合いも現在行方不明となっております。1 日も早く見つかることを願っています。また、家が倒壊してしまい避難所生活をしていた知人から連絡がありました。災害直後は体育館で避難生活をしていましたが今は子供のところに身を寄せて住まわせてもらっている。大きな地震で何が何だかただ怖かった。非常袋を準備したけれど地震が来た時には慌てて持ち出すことは忘れてしまい防災グッズも避難食も倒壊した家の中においたまま。非常袋はどこに置くのが一番よかったのかな。日頃避難訓練をしていても突然の出来事に何も出来なかった。避難所生活で水が出なかったのが一番大変だった。蛇口をひねれば水が出ることに感謝しないとね。これからのことを考えると不安なことばかりだけれどもみんなでがんばる。といった内容でした。いつ起こるのかどんな大きなのか誰も想像が付きません。過去約 30 年の日本で発生したマグニチュード 5 以上の地震を調べてみました。1995 年 1 月 17 日阪神淡路大震災マグニチュード 6.9。2004 年 10 月 23 日新潟中越地震マグニチュード 9.0、2011 年 3 月 11 日東日本大震災マグニチュード 6.8、2016 年 4 月 14 日熊本地震マグニチュード 7。この地震では庁舎が倒壊し災害対策本部の設置が庁舎では出来ませんでした。2018 年 9 月 6 日北海道胆振東部地震マグニチュード 6.7 といった大きな地震が全国的に発生しています。今後新たに想定される連動型地震として町の防災マップにも記載してあります南海トラフであります。これは静岡沖から四国沖を震源とし発生するとされマグニチュード 9 クラスと推定され東栄町でも想定震度は 6 強と言われていると記載されています。誰も想定できない地震に対していつでも対応できるように日頃から準備しておくことが必要と感じます。また避難所や避難生活をする場所として公共施設や学校、体育館等といった場所が多く指定され能登半島地震でも避難場所として市町村や自主防災会が指定したのは公共施設や学校の体育館等でありました。国立教育政策研究所の調査によりますと全国の公立学校のうち 89.3%が災害時の避難場所は体育館を指定されて、その内 91%が市区町村立の学校となっています。東日本大震災においてもピーク時には 622 校の学校施設が避難所として機能を果たし地域住民の安全な避難に大きく貢献しています。また地域に根付いた存在である市区町村立学校は平時には地域の子どもの健やかな成長を促す教育の場であると同時に万が一の災害には地域の安全を守る最前線の避難施設の役割が期待され物資の備蓄避難導線など重要な役割を果たしています。このようなことから、私は令和 3 年 12 月議会の一般質問で一時避難所や中長期の避難所に指定されている中学校、小学校、保育園に防災倉庫が必要と思い設置する計画を質問したところ執行部の回答は新たな防災倉庫の建設の計画はございません。と回答でした。災害時に多くの住民が避難しても防災倉庫を設置していれば安心する

のではないのでしょうか。また、中学校小学校保育園とも防災マップには災害の発生の恐れがあるとき及び発生直後の避難者の滞在などの必要に応じて開設の指定をする指定避難所に指定また配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児などの滞在を想定した施設であります災害時要配慮者施設に指定されています。以上のことから今後の災害時のことを考えても中学校、小学校、保育園に防災倉庫が必要と考えて再度質問します。中学校、小学校、保育園に防災倉庫を設置する計画はあるか執行部の考えを伺います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。総務課長。

総務課長（伊藤太君）

防災倉庫を設置する計画はあるかということで現状中学校、小学校、保育園に防災倉庫を設置する計画はございません。令和6年度にひだまりプラザ敷地内に防災倉庫を設置予定であります。ひだまりプラザは東栄町業務継続計画において役場本庁舎が被災した際の代替庁舎に位置付けられているためひだまりプラザ敷地内への設置を優先したいと考えております。中学校につきましては役場職員駐車場にある防災倉庫 小学校 保育園につきましてはひだまりプラザの防災倉庫で対応可能だと考えております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

指定避難所災害時要配慮施設に指定されているにも関わらず中学校、小学校、保育園とも防災倉庫の設置は行わず中学校は役場職員駐車場の防災倉庫を使用現状と同じ。小学校保育園はひだまりプラザ敷地内に設置する防災倉庫を使用する考えであり思いが届かずとても残念ありますが執行部の回答と判断します。中学校には中学校は高台にあり道も一本のみであります。災害が起きる前に中学校に防災倉庫の設置計画を今一度検討していただきたいと思います。次に防災食の利活用について伺います。令和4年と令和5年に防災食を税金を使って廃棄しています。防災食を買う時も廃棄するときも全て町民の税金で賄われています。税金を使わずに対応する方法はなかったのか、とても残念に思っていたところ能登半島地震で避難している子供たちが防災食になじみがなく防災食を全て食べる子供たちが少なかったという記事を見ました。現在の東栄町の中学校と小学校では9月の防災の日に併せて年1回防災食を実施して頂いていますので東栄町の子どもたちはその様なことはないと思いますが、近隣の市町村や小学校や中学校に防災食についてどのように考えているのかどのように対応しているのか伺いました。1年間で防災食を食べているかに対して全く実施していない、食べていない、令和5年度から実施する、計画もない、令和6年度に計画し令和7年度から実施する予定。防災食の備蓄について、子供の数×2食分備蓄している、備蓄していない、備蓄している、防災倉庫を設置してある学校にはある、

令和6年度から備蓄する。備蓄する理由として、緊急時対応調理員手配がつかない時、調理職員の不足の場合、その他不測の生じた、不測の事態が生じた場合。どのようなものを備蓄しているのか、全国栄養士協会が2013年に開発した子供がアレルギーを心配しなくても食べられるもの、アレルギーの心配ないものを選んでいる、アルファ米、根菜汁、緊急米、救急米。どこで購入するか、県給食会から購入、私が確認した学校で購入とされたところは各学校個人での購入備蓄をしていました。賞味期限がきれることがあるか又切れたらどうするか、廃棄の費用は、廃棄はない、廃棄する費用は町の予算、期限の近いことを承知して頂き住民に配布している、燃えるごみとして出している、費用はゴミ袋代、期限1年前に自主防災会に持って行ってもらい、子供たちにわたす。どのような目的で防災給食実施しているか、防災食の調理方法や味を体験するため、災害時の食事の不安を減らすため、生き抜く力や災害への備えのためなどの回答を頂きました。市町村や学校によって対応が様々違いがあることを確認できましたが以上のことから伺います。今後防災食の廃棄を出さないために、また学校給食の臨時対応や災害時等の対応に使用するなどの目的として防災食を備蓄米として中学校に委託することはできないか伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

現状ですが小学校、中学校ともに年1回9月の防災の日付近で役場職員駐車場の防災倉庫から防災食を選定しメニューの一部として提供しています。令和4年9月1日にはアルファ化米と味噌汁缶を提供、令和5年9月4日にはパンを提供しました。現時点では防災食の管理等を中学校に委託する考えはありませんが緊急時や災害時の児童生徒及び教職員用の食料を中学校、小学校へ備蓄する必要性や場所、食数、活用法などについては関係者と検討したいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

検討して頂けるという事ですが、検討結果でもし備蓄するようであればせめて賞味期限が3カ月の猶予が必要と思うが考えを伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

先ほども述べましたが、現時点では防災食を小学校、中学校へ備蓄する考えはありませんが、緊急時や災害時の児童生徒及び職員用の食料を中学校小学校へ備蓄するとなれば必要数や保管場所、食数、消費期限も含め何を置くかなど関係者と検討してまいりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

検討よろしく願いいたします。再質問。防災食を廃棄することは簡単ですが廃棄費用はすべて税金です。今までに他の利用方法を考えたことはなかったのか、例えば町のイベント、星空コンサートや東栄フェスティバルなどに参加して防災食を試食してもらうとかまた家で試食して頂くようにイベントで配布するとかまたフードバンクや動物保護施設に寄付するという考えはなかったのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

他の利用方法ですけれども、自主防災会への配布小中学校の防災食教育で活用あとにここ広場や社会福祉協議会訓練で配布した実績がございます。今後は議員おっしゃるように町のイベントでも配布活用できるよう検討します。なお過去に廃棄した備蓄食料は炊き出し用で一つ単位の容量が多いものであったため配布が難しい状況でした。現在は1人で消費できる個食タイプの防災食を購入しており配布がしやすいため廃棄ができないよう計画的に活用してまいりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

災害が起きたら中学校が下まで持ちにいけると思いませんか。小学校や保育園はひだまりプラザ敷地内に設置予定の防災倉庫までもちに行くという事なんですか。災害が起きた時に持ちに行くとしたら最低3、4人の職員が必要となると思います。職員は子供を守るのに精一杯なのでないでしょうか。特に中学校は空いている教室もあると思いますのでくいようですが緊急時対応食でも設置していただけるよう前向きに検討して頂きたいと思います。次に災害が起きた場合について伺います。災害対策本部は災害が発生したまた発生する恐れがある場合に応急対応のためその日に災害対策本部が設置されると思われますが、今の役場の状況を考えると耐震が不十分であり災害対策本部の設置が不可能と思いま

す。現段階で災害対策本部をどこに設置する計画なのかまたどのような基準で設置されるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

災害対策本部の設置場所につきましては東栄町災害対策本部運営要領に町長室又は本部長町長の指定する場所と規定されております。業務につきましては役場本庁舎がその拠点になると想定されます。次に役場本庁舎が使用不能状態となった場合の代替施設ですけれども、東栄町業務継続計画において東栄保健福祉センター、役場分庁舎、とうえい健康の館と規定されております。このうちどの施設を選択するかについてその時の被災状況等を総合的に勘案し決定いたします。設置基準ですけれども、町の地域内において災害が発生しました発生する恐れがある場合で町長が必要と認めた時は災害対策基本法及び東栄町災害対策本部条例の規程により町災害対策本部を設置する事としています。具体的には愛知県東部に震度5弱以上の地震が発生した時また風水害を含めて町の地域に小規模若しくは相当規模の災害が生じた時又は発生する恐れがあり町長が必要と認めた時としております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

災害対策本部は災害時にどのような役割を果たすべきか考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

災害対策本部がどのような役割を果たすべきかというご質問ですけれども、災害対策本部の役割は多種多様であることまた発災からの経過時期によってもその役割は大きく変わってくるため一概には言えません。その点ご理解いただいたうえで主な役割についてお答えいたします。発災から72時間までは人命救助を最優先に考えます。そのため避難指示の発令及び発令に伴う各種対応、自衛隊に対する災害派遣の要請、消防団の非常招集、災害情報及び被害状況の収集とそれに伴う対策活動の方針決定等があげられます。3日目以降につきましてはライフラインの復旧や罹災証明書発行に要する県及び他市町村公共機関に対する応援要請、報道関連機関への情報伝達、災害対策に要する経費の措置、義援金品の募集及び配分等があげられます。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

災害が発生した時に災害ボランティアという言葉をよく耳にします。災害ボランティアとはどこか拠点となりどのような活動をするのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

災害ボランティアセンターの運営主体は社会福祉協議会になり役場や災害ボランティアコーディネーターと協働で運営します。活動内容ですけれども、東栄町災害対策本部との連携による災害情報の収集提供及び連絡調整災害ボランティアの受け入れと受注調整、ボランティア募集などの情報発信に関するなどがあげられます。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

ここ数年、町の防災訓練と同じ日に社会福祉協議会の職員が中心となって産業会館やB & Gの駐車場などで災害ボランティアセンターを開設し災害が起きた場合のシミュレーション等を行っていますが、実際災害が起きた時はボランティアセンターをどこに設置するのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

災害ボランティアセンターの設置場所はB & G海洋センターです。当該施設が使用不能状態となった場合の代替施設はひだまりプラザ社会福祉協議会となります。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの開設を行い災害が起きた場合のシミュレーションを行っています。私も参加させて頂き体験しましたが、ボランティアコーディネ

ーターの方たちはテキパキ指示を出していましたが参加した方たちはなかなか動くことが出来ませんでした。また役場職員や住民の参加が少なく感じています。役場職員は防災訓練の後ということもあり参加はなかなか難しいと思いますが、災害が起きた時いざという時のためにもシミュレーションを体験しておくことまた災害時の役割を知ることは重要かつ必要なことではないでしょうか。今後多くの職員住民が参加して頂けるような取り組みの検討が必要と感じます。次に能登半島地震でのテレビ放映を見る限り全国からいろいろな種類の支援物資が届いています。相当広い場所の確保が必要と考えますが町はどこに支援物資の搬入を考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

支援物資の搬入は東栄ドームを予定しております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

次に災害時の孤立集落の対応について伺います。何回も言いますが災害は何時起こるかどのようなことが起こるのか全く想像はつきません。東栄町は皆さんご承知のとおり山に囲まれ地区 地域 集落等が橋につながっています。国道 151 号と 473 号の橋がすべて崩落又土砂災害等が起これば東栄町は分断され孤立集落がいっぱいできることは目に見えています。災害起きた集落が孤立した場合公助の手が入るのが災害時から約 3 日後と言われていますが、今回の能登半島地震では 15 日目にやっと孤立した集落に公助の手が入ったと報道がありました。集落の広場に SOS とがれきや割れた瓦で描かれていた文字を見ると住民の苦悩を感じました。このような場合孤立した集落住民が思う事は「いつ助けにきてもらえるのかな。」「どうして助けに来てもらえないのかな。」「私たちのこと忘れてしまったのかな。」など様々なことを思い浮かべ不安を募らせているのではないのでしょうか。 また一方で役場が思う事は「食料は大丈夫なのかな。」「病人又はけが人はいないのかな。」「住むところは大丈夫なのかな。」「家の倒壊状況、状態、道路の様子はどうかっているのかな。」などお互いが思っていると思います。今回の能登半島地震では携帯の電波が思ったよりも早くつながったおかげで双方の連絡がとれた地区もあったようですが、全く連絡が取れない場合も考えられます。現在執行部としてどのような連絡対策を考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

町災害対策本部と地区自主防災会本部との連絡手段はＩＰ無線を主としＩＰ無線が使用できない状況であればデジタル簡易無線やアマチュア無線を使用する事としております。次に地区自主防災会内の連絡体制ですけれども、主には各種無線での連絡により被害状況を収集し町災害対策本部へ報告していただくこととしております。また現在町では孤立集落対策としてＮＴＴ西日本と覚書を締結し大規模災害時に使用する特設公衆電話の設置を進めております。発信専用の電話となります。まず本郷荘と古戸会館に先行設置し順次設置箇所増やしていく予定でおります。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

５番（伊藤真千子君）

現在の東栄町の世帯数約１,３００余りであります。世帯によってさまざまな違いがあり例えば障害者、介護度の高い方、特に配慮が必要な方、また高齢者の一人世帯、二人世帯などといった状態の方たちが見えます。その様な方たちをどのようにして町は守ろうとしているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

災害時に支援が必要な方につきましては要支援者台帳の再整備を今年度行っています。具体的には要援護者をリストアップし各地区で支援者の登録を行いまして個別避難計画を策定しております。関係機関で要援護者台帳、個別避難計画を共有しそれに基づく自主防災会の避難訓練計画や東三河ホイップネットワークを活用した情報収集訓練を通して災害時に必要な支援が行われる体制づくりを進めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

５番（伊藤真千子君）

今回の質問は能登半島地震をテレビ、新聞等報道見たり聞いたりして町民の皆様が不安に感じて居ることや町の災害対策をどうなっているのかなどを質問しました。質問して確認できたことは中学校小学校保育園には防災倉庫の設置はしない。中学校は現在の役場職員駐車場に設置してある防災倉庫を使用。小学校と保育園はひだまりプラザの予定の防災倉庫を使用する。防災食は学校給食としてまた備蓄食料として中学校におくことは今後検

討する。災害本部は東栄町災害対策本部要綱に町長室又は本部長町長の指定する場所。本庁舎が使用不能の場合は東栄町業務継続計画で東栄保健センター、役場分庁舎、とうえい健康の館と指定している。ボランティアセンターはB & G海洋センターに本部の指示で設置また各地から届く支援物資は東栄ドームを考えている。孤立集落の連絡方法はI P無線機やアマチュア無線などを使用する。現在N T T西日本と覚書締結し発信専用の公衆電話を本郷荘と古戸会館に設置、今後順次設置箇所を増やしていく。特に配慮の必要な方の見守り方は要支援者台帳の再整備を今年度行っているのをそれを活用し災害時に必要な支援体制づくりを進めていきたいなど以上の確認ができました。住民の皆さんも災害が起こった場合慌てずに行動がとれるのではないのでしょうか。また3月3日の東栄町消防団観閲式に参加させて頂きました。人数は85名と数十年前と比べると半分以下の人数になっていましたが、災害が起きた時にいち早く駆けつけてくれるのが地元の消防団員であり今回の能登半島地震でも地元消防団の活躍が大きかったと報道されております。東栄町消防団長からは今後の消防団員の増加計画を伺い消防団の前向きな姿勢と住民を守るんだという意気込み心強さを感じてきました。災害は何時、どこで、何がおこるか予想がつきません。1月末の人口2,773人高齢者率51%人口の半分は65歳となっています。小さな町で今自分たちができることを日頃から確認し行動すべき時ではないのでしょうか。なにがあるかと役場がやってくれる。役場がやって当たり前役場がなんとかしてくれる 役場が考えてくれるなんて思っているのではなく、これからは自分の力で自助で、またみんなの力共助で、そしてどうしてもだめなときには公助の力を借りてという気持ちで東栄町を住みやすい町にする時、すべき時、するべき時だと私は思います。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で、5番 伊藤真千子議員の質問を終わります。

----- 6番 西谷賢治 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に、6番 西谷賢治議員の質問を許します。

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

6番、西谷賢治です。議長の許しを得ましたので一問一答形式にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。質問は大きく分けて3点ございます。今回は、村上町政における医療体制についての政策に関する質問と子育て支援とあと関係の3点でございます。まず医療体制についてでございます。令和3年の2月に村上町長ご自身の後援会より町内全体に配布されました誰もが安心して楽しく暮らせるまちづくりこれからの医療のしくみと題したA3カラー両面刷りの大きなチラシが配布されたことがございました。これから東栄町まちづくり基本条例の目的を推進することのできる内容のものだったと私は理解

しております。このチラシは政治団体であります村上孝治後援会から発行されたものでありますが、3年前のその時期に政策に関わる内容のチラシでありまして、診療所の新築に伴い人工透析の治療の中止や入院病棟の廃止等の医療体制の後退への町民の不安を払拭するための町民へ向けた村上町政の政策を知らせるものだったと思っております。そのチラシの内容にありましては非常に力が入っておりましてその書いてある政策の内容はとても素晴らしいことが書かれておりました。その文面を読みますと、医療体制の縮小に過度に不安を感じることはないことを思わせる内容でありました。しかしながら、この案内が発行されてから3年を経過した今日に至りまして現在も実現されているかどうか疑問なものもございますので、いくつかの点についてご紹介させて頂いてチラシにあります政策と現在の進捗状況です。併せて今後の予定についてお答えいただけたらと思います。過去に公開質問状としまして村上町長の方に同様な質問をさせていただいたことがありますし、その回答は政治団体が出したチラシに関する事であるため回答はできないというものでありました。事実上回答頂いておりませんし何より町民の生活に大きく影響してくる大事なことだと思いますので、町の政策を知らせる案内に間違いはないと思いますので是非とも丁寧な回答をいただければと思います。1問目、新しい診療所でどんなことができるのか書かれておりました。1つ自宅やおいでん家、集会所で画面に映る先生と通話する診療、診察相談ができます。2つ健康相談や電話相談窓口は24時間対応と書かれておりました。現在どのような状況で対応されていますでしょうか。これが1問目です。2問目です。透析患者には出かけなくてもできる在宅透析を進めています。名古屋の専門医が説明相談会をしてくださいます。また在宅透析の設備に係る費用を助成し毎月の補助も調整します。と書かれております。チラシの裏面では名古屋シンセイ会第一病院の太田医師から皆さんに話をして頂ける予定でありますとも書かれております。当時は具体的な話しがかなり進んでいたと思われますが現在まで何ら説明もない状況だと思いますけれども、これらについていつごろ実現されるものなのか伺いたいと思います。3つ目診療所の医師の判断で体調を見たい場合の一時受け入れについてはやまゆり荘さんや緑風園さん関係機関と現在調整しています。というふうに記載はしてございましたが、実際は緑風園が休止になるなど逆に選択肢が減ってしまっております。明峰福祉会の事情もあることと承知しておりますけれども、緊急ベッドを設置するという公約も含めて現在どのような体制が整えられておりますでしょうか。あと4つ目運転ができない人のための通院で新城市へ行くための移送サービスとして補助券等でサポートをするために現在運送業者と調整しております。とありますが現在のサポート状況はどのようなになっているのかを伺います。以上4点で医療の関係の質問を致します。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

最初にお断りをしておきます。本来西谷議員は一問一答方式でございましたがすべてにおいて関連することでもあり調整したことで4つ合わせてということで回答させて頂くこととなりましたのでご承知をお願いします。まず今回のこの質問ですが4つの質問の前に、一般質問に対する考え方をまず認識を改めて頂きたいと思っております。冒頭議長が一般質問は町の一般事務に対してその執行状況または将来の方針政策的提言、行政の課題など町長含めた執行機関に直接質問であります。そういった状況の中で今回の質問事項は当然政治活動団体である後援会チラシの内容であります。まずこれは一般質問で取り上げるべきかというところではありますが、こういう質問を頂きましたのでこの令和3年2月に発行とあるように3年も前の後援会チラシでございます。この間町の状況等も施策も変わってきておりますし町としては個々の取組についてはその都度それぞれの状況によって対応してきたものであります。今までも議会の中ではそういったことを回答、説明してきたということでもあります。それから本来なら通常有り得ない町長選挙がこの間2回も、令和3年8月と令和5年というその都度そういったことを含めて有権者の皆様にご判断を頂き進めてきたものと思っております。質問でございますので4つ今の状況の中でお答えさせて頂きたいと思います。まず24時間対応でございますが、これはご承知のように国の状況も含めて、遠隔診療遠隔相談等システムや制度上全国の先進事例を見ましても実施は当然可能だと思っておりますが、この町に従事される医療関係含めた先生たちも含めて実施できる仕組みと人材の確保などまだまだ課題解決が必要だと思っております。それから皆さんご承知のように医療マースの導入も全国に先進地もございますし視察に行って頂いた状況もありますが、遠隔診療だったり健康相談ができるよう要診療者も含めて今後もしっかりとそういった状況を検討して参りたいと考えております。但しかかりつけ医としてこれまでも診療所事務長を含めて対応、回答させて頂いておりますが、かかりつけ医としては24時間対応ということで対応しておりますのでよろしくお願いいたします。それから次の2番目の在宅透析の関係です。当時これ3年も前の話なんですけれども、東栄病院の時期だったと思います。始まりが。在宅透析の連携も含めて今お話があった一般社団法人日本在宅血液透析学会に加入しております医療機関の、先ほども先生名前も具体的に挙げられておりますがその方にもお願いして勉強会等を始めていく予定でございましたが、コロナ過の状況もありまして実現が叶いませんでした。在宅透析は実施するには当然いくつかの条件ここでは省略させて頂きますがございます。従いましてそのことをクリアしないとすぐに実現は可能ではありませんが、全国的に見ても今の施設透析とも比べ在宅でできるメリットも当然あるわけであります。それから当然西谷議員は当事者でありますのでそういった方からの要望等も今のところございません。これは医療機関との連携もありますのでしっかりとそこ連携をとらないとできないという状況もありますのでこももしっかり今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。それから一時預かりの関係です。前段が抜けていますが、診療所の医師の判断でありますのでそれを見て一時預かりという状況です。当然やまゆり荘や緑風園はご承知のように明峰福社会での運営でございます。わずかこの2、3年ですら医療介護スタッフの確保の困難に遭遇しているところでありまして資格職の困難こそが私どもの過疎化、少子高齢化の最もシビアに比例するところでありま

す。やまゆり荘においては現状もご承知のように制度上での介護の状況、それからそこま
でいかない方含めてショートステイ等の受け入れは現在もできておる状況であります。入
院等については当然医師の判断でございますので医師の判断によっては入院必要な方は近
隣の病院で対応して頂いているという状況でございます。そして4番目の通院のための移
送サービスの関係でございますが、地元にはタクシー会社がございますのでタクシー会社
との協議を必要に応じて行ってきておりますし現在も行っております。移送サービスは皆
さんもお承知のように全国ではライブシェアによります昨今の議論の中でも、既存の公共
交通事業者の営業妨害の懸念もあることから過疎地域に適應する条件等分析を踏まえて調
整中であると聞いております。ある自治体の中ではもう動かれるところもあります国と
の動向を重視して参りたいと思っておりますが、しかしながら町としての取組としては公
共交通としての町営バスそれから予約バスの拡充、それから福祉タクシー券の拡充も今年
度から行う予定ですが介護タクシー券も町内にも、福祉タクシー券も現在もありますそ
うでない人のための試行的にタクシー代をやりたいというふうに思っておりますが、特に
公共交通利用の不便な方のタクシー券、交付をしていきたいと思っております。それか
ら地元のタクシー会社においては介護タクシーは町内にはあるという状況でありますので
しっかりそこをふまえて今後も対応して参りたいと思っております。以上でございます
が東栄町第二期の地域包括ケア推進計画がまもなく策定されますが、皆様方の要望が、あ
れもほしい、これもやってほしいという要望があることはわかりますが今の町の現状もし
っかり認識して頂けたら有難いと思っております。この計画にもありますように本人やそ
の家族地域住民、ボランティア、NPO、介護 医療関係者を始めとする全ての皆さんが
連携して自分たちならどう関われるのかこれが大切だと思っております。町全体で取り組
んでいけるよう特にお力をお貸し頂けるようお願い致しまして回答とさせていただきます。
以上です。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

どうもありがとうございます。冒頭一般質問に適切かどうかというような指摘もござい
ました。そんな中でも1つ1つ丁寧に回答いただきまして感謝を申し上げます。一般質
問の形態について私も改めて勉強し直してしっかりとした質問ができるように心がけたい
と思っております。ご回答いただきました中で人工透析等当時予定しておりいろんな検討重ねて
きたところちょっと実現が叶わなかったということで、その詳細を私は存じておりません
けれども、ちょっと残念であります。実際在宅透析というのは答弁の中にもありましたよ
うにいろんな透析の患者の負担ですとか家庭の負担、費用の負担いろいろさまざまござい
まして容易にできることではないという事は私も承知しておりますのでこれらは仕方のな
いことかなと思います。また最初にあげました自宅やおいでん家、集会所で画面に映る先
生と通話をするオンライン診療について、これらも本当上手く活用していけば現状訪問診

療をして頂いておる先生の移動に係る負担、東栄町御園ですとか振草の奥地等の方へ訪問診療行く際はやはり医師である先生の移動に係る時間的負担、そういったものを大きく軽減できるものでありますので積極的に導入を進めていっていきたいと思います。続きまして子育て支援について質問をさせていただきます。私の個人の、うちには3人の子どもがいました。現状の学校に通っておるわけなんですけれども、みんなこの町の学校で育って参りました。そしてうちの子どもたちも小学校の横にございます放課後児童クラブには随分お世話になりました。この放課後児童クラブの設置される時、役場をお願い上がった時当時の担当課の職員には柔軟に対応して頂きまして感謝しております。そして2018年からは民間の学童クラブも開設して頂いておりまして通常時や長期休暇にも対応して頂いております。この大変助かっている家庭も多く子どもたちの自主性を重んじて営んでくださっていると状況と承知しております。そして依然議会でも、放課後児童クラブの待機児童問題について取り上げられたことがありましたが現状の待機児童の状況はどの程度となっているのか、また今申し上げたように民間の学童クラブもあるわけなんですけれども、その民間の学童クラブへはこれまでどのような支援がなされてきているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

現状東栄町が運営しております放課後児童クラブにつきましては待機児童は出たことはありません。また現在定員25名に対し現在の利用者は平均10名でございます。また多くの利用が見込まれる長期の休暇におきましても平均15名であり待機児童は現在発生しておりません。町内に児童福祉法第6条の3第2項に基づく児童クラブはないと把握しております。が、民間学童保育については1カ所あることを把握していますが現在支援等を行っておりません。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

はいありがとうございます。放課後児童クラブと学童保育等こういった施設が、東栄町が経営するものは放課後児童クラブだけありますが民間の学童保育といったもの含めて子育て世代の子どもを育てるときの選択肢の一つとしてすごいとても貴重である存在だと考えております。価値観が多様化する現代にあってより幅広く子育て環境が存在すると選択できるそういったことは子育て世代の定住化移住等の動機付けの一因になったりすると思います。こういった方々の呼び水ともなる重要な要素となると思いますので、ぜひ町としてもこういった子どもたちを育てる施設に向けた取り組みを積極的に支援できる仕組みを作って頂きたいと思います。また6年度からは民間による幼稚園も開園されるなどのこ

とも承知かと思いますが、認可外幼稚園という難しい位置付けでありますけれども、児童クラブと併せてどのような支援が可能なのかしっかりと検討して頂きたいと思います。2問目です。世間では今円安ドル高ですか非常に物価高騰が叫ばれております。子供を持つ家庭では隠れ教育費とも言われる制服や運動靴、修学旅行の負担金など多岐にわたって保護者の負担する教育支出は非常に大変な負担になっております。町内の通学に関わるバスの乗車運賃も昨年100円から200円に上がったことによりましてバスの定期代が倍増するなど負担が増えてしまうといった状況もございます。そういった中で質問させていただきます。保育料の無償化についてです。保育料の無償化は国の動向を見て検討或いは給食費の無償化については教育上の願いで現時点で計画なしと回答されていましたが、子育て世代への支援として必要であると考え、近隣町村と比較しても必要と考えます。次年度から実施に向けて検討する考えはないか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

以前の回答のとおり保育料の無償化につきましては、国が進めております少子化対策の動向を見て検討して行きます。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

給食費についてです。衣食住の生活の三大要素につきましては保護者にも負担して頂くことで児童生徒に保護者に感謝する気持ちを育みたいまた1食1食の給食を大切にする心を育みたいという教育上の願いから令和3年度から半額負担頂いております。この基本的スタンスに変わりありませんが、令和6年度は保護者負担半額についても国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し子育て世代の経済的負担をさらに軽減します。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

はいありがとうございます。保育費の方は従来通りの中給食費については来年度令和6年度にあっては全額の補助となると思うんですが1年間は無償化という向きでされておるということで認識致しました。ありがとうございます。これらも単年度で終わらずにぜひ継続して7年度8年度継続して無償化の方向で検討して頂きたいと思います。また我が町でも子育てに関わることのできる支援はすべてやるんだというそういった心構えでバスの

無償化でありますとかそういったものも、半額でもいいのでこういった支援もしっかりと検討して頂きたいと思います。最後にあともう1つ東栄の観光に関連した質問をさせていただきます。ご承知のように町内には振草と三輪の国道沿いに休憩所や土産物店舗やレストランに併設された公衆の手洗い所が設置されております。これらの施設はこの東栄町を訪れる方たちへの印象を与える重要な施設でもあるにも関わらず痛みもひどく使用ができない状態で放置されているようなお手洗いもございます。そういった状況のトイレでありますが一瞬も早く改修が必要であると考えますが、令和6年度も予算の中に修繕費が盛り込まれておりましたがこれらの施設の建替えや修繕の計画があるのかを伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

建替えや修繕の計画はあるかということでございますが、今のところ建替えの予定はございません。三輪の公衆トイレにつきましては29年に施設の更新等を行っておりますしLED照明で今のところ改修等を行えていると思っております。布川につきましては利用者のマナーの悪さからあえて一部使えないようにしてある部分もございます。施設も古くなっておりますので利用状況等も見極めて現状を維持するため修繕についてはその都度壊れた箇所から直していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

はいありがとうございます。答弁の中にもありましたが利用のマナーに対する対策ですか、あえて利用できないようにしてあるということで振草の男子トイレ、わかりました。ただずっと利用できないという状態で使用不可という張り紙をされた状態で、ずっと放置されておりますので、男子トイレに限っては大的な用が足せないということの状況でトイレでありますのであんなところはさすがに修繕というか、ちゃんとしっかり利用できるようなものにして頂きたいなと思います。当然近年どこのサービスエリアですとかそういうところにいってもとてもきれいなお手洗いのところが多くございます。田舎だからといって昭和の時代の当時のトイレのままではやはりいいイメージを与えることはできないと感じますので、やはり観光される方々に気持ちよく使っていただける場所を提供してあげるとことは町としても必要なことだと思いますので是非前向きにお願い申し上げます。最後に住民の住環境の整備計画についてお伺いいたします。私が町内で時折耳にする事がありますけれども、町民の方からですね「役場に言ってるんだけれどもなかなか直してくれないんだよ」とか、「同じように役場の人が見に来てくれてこれは何とかしにやいかん」と言いながら写真を撮って帰っていったけれども、何年も経っても何もない」といったよ

うな声を聞きまして、私もちょっと選挙の後にあんたからも言ってくれよということを何度か言われておりましたので、こういった案件がどのぐらい役場の方で確認されているかということで、町民からの要望若しくは区を通じて出された要望も含めて公共施設や個人住宅周辺等での工事修繕の依頼、改修の要望等現在何件程度確認されているのか把握出来ている中で教えて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

はい失礼いたします要望につきましては道路等の要望が多いため建設課関連でお答え致します。現在確認しているのは約ですけれども 140 件あります。以上です。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

はいありがとうございます。140 件ほど把握されておるということでちょっと私が思っていたよりも結構な数があるんだということで驚いておるところであります。場所によっても実際緊急性があるところないところいろいろあると思うんですけれども、そういった中でも修繕改修するには大規模であったり小規模であったりさまざまかと思います。担当職員の判断もありますけれどもそういった現場の確認等も含めてご苦労をかけております。こういったことも修繕に対しては当然予算も大きくかかってくることでありまして、容易に対処できないというところは承知しておるんですけれども、これら 140 件の要望がある中で今後の対処対応の計画についていまどのように検討している状況なのかうかがえればと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

要望につきましては昨年度区長さんをお願いをして要望の整理等を行いましたけれども、今後重要度や緊急度などにより優先順位を決めて実施していこうと思います。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

はいわかりました。当然危険なところからということから優先順位を決めて順次お願いをしていきたいと思えます。その中でもし可能であればそういった要望が出ておられるところへ、なかなか手が付けられない所が多いと思うんですけれども、一度こういう計画でこれから進めていきますよという事を関係した住民の方にもしお知らせ出来れば是非お知らせして頂きたいと思えます。これなぜかと言いますと、やはり役場の方へは報告したけれども先ほども言ったようにもう何も返事がないどうなっているのか分からないといった方が多かったものですから、可能であればその関係の人に検討を進めておるといようなことを伝えるだけでも結構ですのでひと言お伝えできるといいなと思えます。もし可能であればよろしく願いいたします。時間はあまっておりますが私の一般質問は以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で、7番 西谷賢治議員の質問を終わります。

----- 3番 浅尾もと子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に、3番 浅尾もと子議員の質問を許します。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可のもと一括質疑方式で一般質問を行います。今回の質問では能登半島の大規模な被害を踏まえた東栄町での防災対策また町の医療介護体制など6問を取り上げます。どうぞよろしくお願い致します。最初の1問目でございます。町の医療介護体制についてお尋ねします。現在東栄診療所の常勤医師は御神診療所長と丹羽医師の二名体制です。これまで2年連続で診療所長が東栄診療所を離れており御神先生や丹羽先生が退職するのではないかと町民からは不安に思っております。新年度の医師確保の見通しについてお伺い致します。2、最寄りの救急指定病院である静岡県浜松市の佐久間病院への緊急搬送を円滑にするため同院と東栄診療所の間で電子カルテを共有すべきだと考えますが認識を伺います。救急搬送される患者の持病等迅速に正確に把握する事で救える命があると考えます。3、町の地域包括ケア推進計画が平成30年目指すべき将来の姿と位置づけた図から、すぎのきの里、みをつくし、緑風園、人工透析、診療時間内の救急対応、村上町長の下で失われました。高齢者の生活に重大な影響を及ぼしております。第二期の地域包括の計画又は計画案にはこれら施設が果たしてきた医療介護機能を少しでも再建する事を盛り込むべきだと考えますが認識を伺います。4、町長は公約人工透析の民間クリニックの誘致の計画をいつまで続けるのか伺います。実現を待ち望む透析患者さんからやる気のないだったらはっきり言ってほしいと怒りの声が寄せられてお

ります。また長時間の相乗りでの送迎車で通院を余儀なくされている透析患者の皆さんのご苦勞等に配慮して透析患者一律の通院助成を求めたいと思います。認識を伺います。

5、町の福祉タクシー券事業は令和元年度案内状の送付を前年度の利用者に限定してそれ以降利用者が減少しております。令和4年度には27名が利用し、これは平成30年度の99名から4年間で72%のも減少したことになります。制度周知の為全対象者に案内を送付して頂きたいと考えますが認識を伺います。2問目は防災対策について伺って参ります。1、大規模な災害の際避難所となる学校の体育館にエアコンを設置してほしいと思います。文部科学省の学校施設環境改善交付金は体育館へのエアコン設置費用の2/1、7,000万円を上限に令和7年度まで助成するものです。この交付金を活用し小中学校の体育館にエアコンの設置を提案したいが認識を伺います。2、戸別受信機の全戸配布も災害時の重要な情報伝達手段として、私は急いでやるべきだと思っています。総務省は市町村が戸別受信機を配備する費用について70%を令和7年度まで特別交付税措置をします。消防庁防災情報室によりますと実質30%の負担で導入できるというものでございます。当該措置を活用する事で各世帯に戸別受信機を貸与する考えはないか伺います。3、町内の公共施設、指定避難所、住宅それぞれの直近の耐震化率について伺います。4、能登半島地震の死者の約4割が倒壊した建物の下敷きとなる圧死であったと報じられております。最も多くの建物が倒壊した石川県珠洲市では、住宅の耐震化率は51%でした。一方、町の住宅耐震化率は令和4年度26%です。平成30年の全国の87%からみても大きく下回っております。町は令和12年の目標値を90%としていますが達成の見込みはあるか伺います。また、耐震化に係る町の補助事業、つまり年々利用が減っている住宅リフォーム助成制度の要件を緩和する事、また今年度利用実績が0と言われる民間木造住宅耐震改修補助金の拡充などで町が耐震を促進すべきだと考えますが認識を伺います。5、町は木造廃校舎のきやま学校を稼げる施設とするべく概算1億5,300万円の耐震改修を計画し、新年度予算には工事費と備品購入費計1億5060万円が計上されております。しかし議会にも町民にもいまだその青写真さえ示されておられません。町長は今後パブリックコメントも行なわないという答弁もしております。そして私は町がいま優先すべきは全ての町民の命を守るための各避難所の簡易耐震改修工事等最低限の震災対策だと考えますが認識を伺います。6、災害対策基本法に基づいて設置される市町村防災会議は地域防災計画を作成し実施を推進する重要な会議であります。国は令和7年度までに市町村防災会議の女性委員の割合を30%へ、女性のいない会議を0とする目標を掲げています。しかし町の防災会議の委員は現在17名中女性は0でございます。災害時における女性の生理や妊娠、出産、性被害また育児や介護などの点で女性の視点を計画に反映させるべき多くの課題があると考えますが町は委員に女性を登用する考えはないか伺います。7、大規模災害時多くの集落の孤立が想定されます。町職員や復旧工事の事業者が到着するのを住民は長時間待つことになることになります。町内で多発する自然災害時に発生する小規模な緊急復旧作業等につき、例えば小規模な土砂の流入また落石な撤去など、側溝の補修など重機や土木技術をもった町民が対応することを認める考えはないか伺います。町がそのような作業にかかる予算措置を行い個人または地区と協定を結ぶ場合その妨げとなる法があるか伺います。3点目県議主導の新

庁舎建設と題して伺います。峰野修愛知県議は広報とうえい1月号の新年のあいさつのなかで町の庁舎移転を待ったなしの課題と述べました。さらに町が行った愛知県総務局長局長室に要望活動にも同行した際にも、峰野県議は2022年2023年庁舎の移転について積極的に発言しています。町は昨年6月令和8年度からの次期総合計画に新庁舎計画を盛り込むと答弁していますが、町の責任者である町長が広報や新聞取材等で新庁舎に言及しないなかでこのような県議の訴えを私は地域主権を踏みにじるものと受け止めました。そこで伺います。1、庁舎は現地改修や建て替えではなく峰野県議が言うように移転する方針なのか伺います。2、村上町長は庁舎移転又は建設に係る費用について、自らの任期中つまり2027年4月までの間に予算化するつもりなのか伺います。またその際継続費を用いるのか伺います。4件目は人権尊重に係る質問でございます。自治体が同性同士のカップル等に婚姻に相当する関係を認め証明書を発行するパートナーシップ制度、全国390以上の自治体に広がっております。東三河でも新城市を始めとする全ての市で実現しております。東栄町でも条例を制定しパートナーシップ制度を導入する考えはないか伺います。2、町は東栄中学校50周年に向け制服の見直しを検討しています。多様な性に配慮した制服の採用を求めたいが認識を伺います。3、常時雇用する労働者が301人以上の企業には男女の賃金の差異を公表することが義務付けられています。規模の小さい同町は対象外でありますと同様に職員に係る男女の賃金の差異を伺います。正規職員、会計年度任用職員、そして全職員について伺います。今日この場におられる町執行部は全員が男性でございます。議会の初日、町長から一般職の新規採用者が0だと厳しい状況を報告されましたが、町が管理職の男女格差をなくすよう努力することは職員確保にも大いに資するものと考えます。4問目、小中学校給食費等の無償化を求める質問を予定しておりましたが、新年度予算に1年分の無償化の予算が盛り込まれたためこの質問については取り下げ致します。給食費無償化、大いに評価するとともに東栄町の暖かくておいしい給食を全ての子どもたちが保護者の負担を気にせず食べられるよう今後も無償化を継続して頂くことを求めまして次の質問に移ります。5問目は有害残土処分場問題です。町は愛知県が東栄町奈根に建設中の有害残土処分場について県の事業であることを理由に、町の土地利用調整条例産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例、以下産廃条例と致します。それらの条例の対象外としました。そのため町は愛知県に対して事業計画等の資料の提出を求めず環境保全審議会への諮問も行いません。そこで伺います。1、なぜ土地利用調整条例、産廃条例の適用除外としたのか、その根拠条文を伺います。2、県は有害残土を遮水シートで報じ込む計画です。遮水シートの効果耐久性について専門家からも疑問の声があります。私は自然豊かな町の河川、地下水を守るため工事を一旦凍結し、県に対して町が詳細な事業計画書の提出や、全町や下流域への説明会実施現地調査や有害残土対策の見直しを求めるべきだと考えますが認識を伺います。最後の6問目は地域の食文化を守る質問でございます。食品衛生法改正による経過措置期間が終了する今年の6月から手作り漬物等の販売に保健所の許可が必要となります。自宅とは別に施設を設ける必要があり、多くの生産者が高齢者と考えられる中、国の基準を満たすための施設改修が負担となり、生産者が大規模に撤退されてしまうことが予想されます。多くのファンに愛される金山寺味噌をはじめ

粕漬け、沢庵漬け、梅干しなど、農協などの売り場から姿を消すことになってしまいます。町並びに北設楽郡の食文化を守るため、例えばいぶりがっこの名産地の岩手県横手市などのように設備投資のための財政支援や団体として漬物業との許可を得られるよう支援する考えはないか伺います。以上で質問をおわり残り時間で再質問致します。

議長（加藤彰男君）

3番浅尾もと子議員の質問を終わりました。執行部の回答を求めます。始めに町長からの回答を求めます。

町長（村上孝治君）

それでは、私からは3番目の県議主導の新庁舎計画について、1つ目現地改修や建て替えて移転計画あるか伺う、町長は庁舎移転又は建設費を自らの任期中に予算化する計画に伺う、またその歳費継続費を用いるかということであります。まず相対的な最初の県議主導の新庁舎計画ということですが、広報とうえい1月号の峰野県議の年頭あいさつのなかで庁舎の移転とありましたが、そこを抜き出して咎めだてしているような質問であります。また、地域主権を踏みにじるものと受け止めてございますが、浅尾議員の自由な所感であると思います。県議主導の新庁舎計画などあり得ず、またこのような根拠もないことを一般質問されるということ自体、いかがなものかと思えます。私は県議が選挙区内である東栄町そして新城を含めた奥三河地域の行政課題について言及されるのは何ら不思議もなく、むしろ東栄町に関心をもって頂いている一つとして評価しているところであります。また今回の一般質問ですが、なぜかこの庁舎移転だけを抜き取った質問でございますが、その年頭のあいさつでもありますように東栄町の課題でもあります情報基盤の整備だったり北設情報の民間移行の検討等々町の主要事業等も抜き出してありますが、そういうことが待ったなしの課題であり、皆様への丁寧な説明と適切な方針が大事であり、県の協力が最大限引き出せるよう約束するような年頭のあいさつと思いますが、こうした言及の根拠を慮れば東栄町のこうした課題を折に触れて発言してくれているという感じでございます。県議は選挙区内の事案に真摯な関心を寄せて発言をすることはむしろ当然であると思えます。そういう事を前提としますが、あえて1、2の質問をされておりますので回答させていただきます。まず1問目庁舎移転建て替え方針ですが、県はじめ関係機関と情報公開の上で令和8年度をめどに、次期の東栄町総合計画に反映したいとの考えは今までもお話させて頂いていますが変わってはいません。もちろん町内の関係各位には地域主権の発揮につながる意見や意向を伺って参ります。質問にある方針は未定でございます。次に庁舎移転に係る建設費、自らの任期中に予算化するかまた継続費に陥るかという問でございすけれども、任期中の予算化についても未定でありますし、しかるべき時期に政策提案して参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。私からは以上です。

議長（加藤彰男君）

次に総務課長の回答を求めます。

総務課長

総務課長（伊藤太君）

ご質問の総務課分についてお答えしたいと思います。まず最初に特別交付税措置を活用して各世帯に戸別受信機を貸与する考えはないか、こちらの質問ですけれども、町内全世帯に戸別受信機を貸与する考えはありません。戸別受信機の貸与条件につきましては昨年9月に貸与要綱の改正を行いSアラートの設定できない世帯、いわゆるガラケーやらくらくフォンを活用している人ですが、こちらの方へも戸別受信機の貸与できるようになっています。引き続き対象世帯への貸与推奨を実施してまいります。ここで災害時に使用する場面を考えてみますと、東栄町で発生する災害を考えた時大雨による水害や土砂災害、南海トラフ地震等の大地震等が想定されます。水害について現在気象庁は雨の降り始める2日3日前にはテレビ、ラジオ、各種SNSホームページ等で情報公開を発信し注意を呼びかけています。土砂災害につきましては、危険が迫る前に避難する事前避難が基本です。地震につきましては、緊急地震速報という機能はありますが現在の技術では地震発生15分30分前に予報を出すのは難しく基本的には突発的に発生するものです。津波被害が想定される沿岸部のように即座に戸別受信機を介して伝達する情報という環境は少ないと考えます。高齢者や要援護者の場合、戸別受信機で避難を呼びかけても1人での避難は困難な部分もあります。ハード面での整備も重要ですが、地区自主防災会を中心とした実際に避難に結びつく地域づくり体制づくりが今後より取り組むべき課題であると考えております。町といたしましては引き続き東栄Sアラートの設定支援対象世帯への戸別受信機の設置支援を実施して参りたいと思います。次に町内の公共施設、指定避難所、住宅それぞれの直近の耐震化率を伺う、こちらにつきましては、公共施設の耐震化の状況は公共施設等総合管理計画によれば旧耐震基準であった昭和56年以前の公共建築物の割合が54.3%、昭和57年以降の新耐震化基準の割合は45.7%となっており旧耐震基準時に整備した公共建築物の割合54.3%のうち耐震化未実施の割合が全体の38.6%となっております。また令和6年2月時点で町内の指定避難所は28箇所ございます。耐震率は39.2%です。なお耐震改修が必要な建物の定義として、建築基準法が改正される前の昭和56年以前に建築された建物を耐震改修が必要とし算出しております。次に各避難所の簡易耐震改修工事の最低限の耐震対策をと考えるが認識を伺う、こちらにつきましては、令和4年3月に指定避難所の見直しを行い、極端に古い建物の避難所指定を解除する対応をしております。各避難所の耐震改修につきましては、耐震診断から順に実施しております。耐震診断の実施状況ですが、令和4年に老人憩の家百寿荘と中設楽生活改善センター、令和5年度に三輪コミュニティセンターと奈根小学校の教室棟と屋内運動場を実施しております。耐震改修の実施の有無については今後検討していきたいと思います。次に町の防災会議の委員に女性を登用する考えはないか、こちらですけれども、今後町防災会議委員に女性を登用していく事は重要であると認識しております。町では令和4年3月に東栄町第一次男女共同参画プランを策定しております。本計画の中で防災会議委員を含めた全ての協議会における女性委員の割合の目標指標は設定しておりませんが、災害時におい

て女性と男性が受ける影響、違いなど十分に配慮された災害対応が行われることが防災、減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠であることから男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化は重要だと認識しております。町では町民行政が一体となって行う防災まちづくりに取り組んでおり、中でも防災士を始めとした人材育成に力を入れております。今後さらに多様な担い手と共に多様な視点を持って防災対策に取り組んでまいります。防災士に占める女性割合ですけれども、27名中8名が女性で29.6%となっております。以上のことから男女共同参画プランの主要となる防災会議委員に女性を登用していくことも重要課題であるとともに、防災士等を中心とした防災まちづくりに女性参加を促す取り組みも引き続き進めて参ります。次に町内で多発する自然災害時の小規模な緊急復旧作業等につき重機や土木技術を持つ町民が対応すること認める考えはないか、町が道路作業に係る予算措置を行い個人または地区と協定を結ぶ場合妨げとなる法があるか伺う、こちらですけれども、災害時の復旧対応、現状では道路に出た土砂や雑木等の撤去を自主防災会で実施して頂いた例はございます。しかしそれ以上の対応、例えば重機を借りて土砂の撤去等は二次災害にあった場合の補償等の問題もあり慎重に対応しなければならないため町で対応する案件かと考えております。現行のコミュニティ活動助成金の範囲内で検討はできますけれども、別途災害対応した、特化した予算を新設することは今は考えておりません。次に個人または地区と協定を結ぶ場合妨げとなる法があるか伺うというご質問ですが、そのような協定を結ぶ考えはありませんけれども、妨げとなる法は特段ないものと承知しております。次にパートナーシップ条例の制定の考えはないか、こちらにつきまして現時点ではパートナーシップ制度を導入する予定はありません。今後県内や近隣町村の動向も踏まえながら検討して行きたいと考えております。次に職員に係る男女給料の差異を伺いたい、こちらですけれども、同じ給料表等を使用しているため職員の男女の差異は無いものと考えております。次になぜ土地利用調整条例産廃条例の適応除外としたのか根拠条文を伺う、残土処分場に関してですけれども、土地利用調整条例第15条適応除外に関する規定の第3号には、国、県、町それらに準ずるもので規則に定めるものが行う開発行為等を規定されており、今回の事業は愛知県が実施する事業であることから本条例の適応除外となります。私からは以上です。

議長（加藤彰男君）

次に住民課長の回答を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

私からは大きな5番有害残土処分場の①、なぜ土地利用調整条例産廃条例の適応除外としたのか根拠条文を伺うのところで産廃条例の関係を答えさせていただきます。東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第2条第1号では、産業廃棄物及び汚染土壌の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の事業の用に要する規則に定めるものとされており、規則には汚染土壌業に関する省令に規定されているこれ

らのものを業として行うために処理業の許可を必要とする施設を対象としているため、県が行う行為は施設等を設けて業としてする目的ではないためこの条例の対象外と考えております。

議長（加藤彰男君）

次に福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

それでは私からは福祉課関係分につきまして1の③、④、⑤についてご回答させていただきます。まず③ですけれども、地域包括ケア推進計画につきまして第2期計画案にはこれらの施設が果たしてきた医療介護機能を少しでも再建することを少しでも盛り込むべきだと考えるがことの認識を伺うということにつきまして、地域包括ケア推進計画は高齢者福祉計画でありまして、老人福祉法の規定により全ての高齢者を対象とした福祉施策全般の総合指針で、目的につきまして高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせる社会の構築にあります。医療介護機能の面におきましては、東三河北部医療圏、保健医療計画、東三河広域連合の介護保険事業計画との整合性を図りながら地域包括ケアシステムの推進を目指します。第2期地域包括ケア推進計画では、基本理念、人と地域を結び高齢者の活躍と暮らしを応援するまちを実現するため、医療介護連携の推進を取り組み一次医療を確保するとともに、東三河北部医療圏の病院、診療所との広域的な医療連携を強化し、住み慣れた地域で暮らすことができるよう介護保険制度によるサービス、町独自のサービス、社協などによるサービスなどを組み合わせて在宅生活を支援していきます。次に④になりますけれども、人工透析の民間クリニック誘致の検討をいつまでしつづけるのか伺う、透析患者一律の通院助成を求めたいが認識を伺うについて、今まで何度もご質問がございましたように人工透析の民間クリニック誘致については現状では相手があることなので現段階ではお答えすることはありません。今のところ公表できる段階に至っていませんので、公表できる段階になりましたら公表させていただきます。もう1点通院助成につきましては令和2年度から東栄町障害者施設等通所通院交通費助成事業実施要綱に基づきまして透析患者の方の通院のために必要な経費を助成する制度を新設し実施しております。透析を受けられている方につきましては、医療費は保険と自己負担分を福祉医療で助成し、通院につきまして東栄町障害者施設等通所通院交通費助成事業で助成、加えて2級以上は障害者手当を町単独事業として給付しております。自家用車を利用していない人を含む助成の必要性につきましては質問の意図が分かりませんのでお答えがありません。次に⑤になりますけれども、福祉タクシーの制度の周知のため全対象へ案内送付を求めたいが認識を伺うにつきましては、福祉タクシーの利用にあたりましては新たに対象になられた方へ制度説明のご案内を送付しております。

議長（加藤彰男君）

次に経済課長の回答を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは経済課からは最後の6番目、地域の食文化を守るという事で説明させていただきます。食品衛生法改正で設備投資の財政支援や団体としての許可が得られるよう援助する考えはないかという質問に対してご回答です。議員が言われている内容につきまして令和6年1月23日の中日新聞の朝刊の記事によるものと思われませんが、食品衛生法の厳格化による製造施設等の整備等が必要になることで、施設設置に係る経費を今後年齢的にも何年続けられるか、それを回収できるかを含めて問題としているものと思われまます。食品衛生法の改正に伴って、令和3年6月から漬物製造して販売するには営業許可が必要となり、法改正以前からの製造者は令和6年5月末までは経過措置として販売できても、6月以降は販売ができなくなるというものです。漬物を製造するには、加工場と生活場所を明確に区分して水回り設備等の衛生基準を満たした施設を整備した後、営業許可を取得する必要となりました。食品衛生法を管轄しております新城保健所にも問い合わせをしましたが、施設整備については、水道は手洗い用と野菜を洗うシンクは別に、トイレはすぐに手洗いができることも必要ということかなりハードルは高いものと思われまます。また今回の改正の周知についてもどのようにされたかということについてもお聞きしましたが、事業者向けの加工食品講習会を行っている中での周知や、JA、道の駅等で販売しているところで周知を行っているそうです。東栄町の場合につきましては、JA、食品衛生協会、商工会に案内されたそうです。事業者への支援ということでしたが、まず事業者からの相談がないこと、漬物を製造し販売している業者が限られていることから現時点で支援することは考えておりません。仮に相談があった場合、事業内容が合えば商工会の小規模事業者持続化補助金や町の東栄町起業家支援補助金の活用を含めて対応させて頂けたらと思います。

議長（加藤彰男君）

次に建設課長の回答を求めます。

建設課長

建設課長（原田経美君）

はい失礼します。私からは2番防災対策の③ですけれども、住宅の耐震化率につきましては令和6年2月末現在で27.0%です。それから④の達成の見込みがあるのか、町の住民リフォーム制度要件緩和や木造住宅耐震化改修事業の拡充で耐震化を促進すべきだと考えるが認識を伺うとの回答ですけれども、耐震化率については、過疎町村は、高齢化率が高く、家も比較的に大きいため、耐震改修が進まない状況があり、難しい状況であります。住宅リフォームは、産業振興の観点が大きく、耐震改修として利用しているものではないため、耐震化率の向上にはつながりません。耐震改修費補助金は、国庫補助金2分の1、県補

助金4分の1、市町村補助金4分の1のプランを示されており、限度額は、国が50万、県が25万であるため、100万円の補助金としています。現在は拡充する予定はありませんけれども、能登半島地震での倒壊のこともありますので、愛知県や近隣市町村の状況を確認しながら検討していきたいと思います。それから5番の有害残土処分場についての②番ですけれども、遮水シートで封じ込める計画につきましては、打合せ等において説明をいただき安全であると認識したため、事業が推進されています。水道の取水口の変更など、現地調査も行われており、交通事故が起きている国道151号線の線形改良でもありますので、見直しを求める考えはありません。下流域等への説明会は、県と協議して検討していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

次に教育課長の回答を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

教育課から二つの質問に回答します。質問事項2①の小中学校体育館にエアコン設置についてですが、現時点では、この交付金を活用して、小中学校体育館へエアコンを設置する計画はありません。ただ、温暖化により、夏季の運動環境の整備は全国的な課題でもあり、ほかの自治体の設置事例の情報収集等には既に取り組んでおります。今後、計画的に取り組んでまいります。質問事項4②多様な性に配慮した制服の採用を求める件につきまして、生徒へのきめ細やかな対応として、多様な性に十分配慮した制服の採用を行います。制服の見直しについては、価格、耐久性、デザインなどとともに、多様な性に対応することも含め、既に学校で検討いただいております。

議長（加藤彰男君）

次に、診療所事務長の回答を求めます。

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

私からは診療所関係の大きな1番、①②について回答させていただきます。まず①の、新年度の医師確保の見通しについて伺う、につきまして、常勤医師は、県からの派遣所を含め2名体制での対応を考えております。また、浜松医大からは、整形外科、耳鼻科、眼科、新城市民病院からは、精神科、ハートセンターからは、循環器内科の医師を引き続き派遣していただきます。次に、②の静岡県浜松市の佐久間病院への緊急搬送を円滑にするため、同院と東栄診療所との間で電子カルテを共有すべきと考えるが認識を伺うにつきまして、現在は、佐久間病院の地域医療連携室とお互いに連絡を取り合い、患者が適切な医療を受けられるよう情報を共有しております。緊急搬送時も同様に対応しております。また、電子カルテの協議につきましては、先方の佐久間病院は、現在のところ国の全国医療情報

プラットフォームの構築を目指す医療デジタルトランスフォーメーション動向を見据えているところであるとのこと。

議長（加藤彰男君）

執行部からの回答が終わりました。ただいまの回答に対して、再質問ございませんか。
浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

それでは再質問いたします。まず、お尋ねしたいのは最後にご答弁いただいた佐久間病院への搬送の円滑化についてでございます。新城市消防本部によりますと、昨年東栄町から救急搬送された件数は 194 件、119 番通報から病院到着まで平均して 84 分、前年より 3 分悪化したという状況であります。佐久間病院への搬送件数は、様々な連携をとっていただいたという経過があるのか、14 件と前年の 1 件から大幅に増加しております。最寄りの医療機関にかかれるということ、患者の安心は計り知れないと考えます。1 つ、町民の方からお寄せいただいたエピソードを紹介したいと思うんですけれども、2 月に高齢の町民の A さんが体調不良を訴えて、家族が救急車を呼んだ際に、御家族は佐久間病院へ搬送してほしいと言いましたが、救急隊からは、どこへ運ぶかは症状を見て、救急隊が決めるというふうに言われまして、御家族は、搬送を断って佐久間病院に自家用車で送迎されました。佐久間病院を選んだ理由について、御家族は、95 歳の母親が救急車で 1 時間も言われるのはどうかと思ったと話します。A さんは佐久間病院に入院し、検査で中等症の誤嚥性肺炎と診断され、今も治療中であります。北設楽郡医師会長の伊藤幸義先生が警鐘を鳴らしていたように、短期入院で命が助かる誤嚥性肺炎の高齢者が、速やかに入院収容できる総合診療科的なベッドがあるかどうか大きな問題だと。ちょっとした入院のために数十キロも離れた町外の病院に搬送されることの負担と不安を指摘していましたが、まさに今回のような事例は典型的なものだと思います。医療圏内の病院の搬送がまず優先され、最寄りの病院に搬送されないという事態を避けるため、やはり町を挙げて、佐久間病院に軸足を置いた県境の医療体制の整備について愛知県に求めていると思います。医療圏内で賄えない場合に、搬送するというものではなくて、1 番近いんだから優先的に考えてほしいということを、町長からぜひ県に伝えていただきたいと思います。御答弁願います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

具体的な今の事例だというふうに思いますが、私も直接は聞いておりませんが、当然救急を呼ばれたという状況なので、救急救命士の判断により搬送先を決めるというのは、基本的な考え方じゃないかなと思っております。ですから、そのあと断りをして、家族が佐

久間病院に行かれたということです。これは緊急が必要だったかどうかという問題にもなるかと思うので、この話についてはまた、新城消防等にも、事例をお聞かせをしたいと思っております。それから今言うように、医療圏域はあくまで北部医療圏、東三河北部医療圏なので、圏域の中の話はそうですが搬送は今言うように、県外でも自主的には救急は受入れができるという状況です。私どもも佐久間病院の院長さん、事務長ともお話をしておりますが、受入れについては先ほど事務長がお答えをさせていただいたとおりです。必要に応じて、地域連携室含めて情報を共有させていただいております。今の状況では受入れをしていただけるという状況でありますので、これは非常に私どもはありがたいと思っております。私どもは、過疎地域であり、病床を断念したという経緯がございますので、一番近い状況であることは間違いないことでもありますので、引き続き緊急対応は新城市民病院含め、それから北部医療圏、それから南部医療圏、それから浜松の医療圏、お願いせざるを得ない部分は当然あると思っておりますので、しっかり対応したいと思っております。しかしながら、優先順位をどうやって決めるかということを県にお願いするべきものではないというふうに思っています。ただそういう状況の中で、以前もお話をさせていただいたとおり一般病床は北部医療圏の中では新城市民病院しかないわけであります。浜松においては、民間を除いて、公的では、佐久間病院しか浜松市が持っている公立病院はありませんので、そこを踏まえて、今後もしっかりお願いをしながら対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

浅輪議員。

3 番（浅尾もと子君）

質問時間も残り少なくなりましたので戸別受信機についてもう 1 点だけお伝えしておきます。私が調査したところ、東三河の豊橋、豊川、蒲郡、新城、設楽、豊根の各町村では、全世帯または希望する世帯に、戸別受信機または防災ラジオの無償または 2,000 円から 3,000 円程度での販売貸与が行われてございます。田原市では過去貸与事業を行って終了しましたが、今も 75 歳以上の世帯など一部で貸与を続けております。高齢者に一律で貸与しないということ、希望する高齢者にも貸与しないという、極めて高齢者の方にとっては厳しいものと感じます。現に不安を訴えている高齢者の方がおられます。それに対して、非常時にしか使えないと、戸別受信機を貸与しないということは、非常に冷たい印象を持ちます。町民の皆さん、命が大切にされていないという認識につながるのではないのでしょうか。町長、戸別受信機について再度御検討いただきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

先ほども佐々木議員のところでお答えをしたと思いますが、定時放送の中での戸別受信機は今のところ考えておりません。したがって、いくつかのツールの中で一番いい方法を考えたいと思います。定時放送においても、先ほど言いましたように時間を決めてということ、聞き逃したときにどうするかという話もあります。私どもが整備してきました状況の中では、いくつかのツールがあるわけでありますので、また先進事例も含めまして、情報は進化をしておりますので、一番いい方法にしていきたいと思いますが、以前もお話をさせていただいたとおり個別受信機だけで対応できるものではありませんので、それから先の、いわゆる放送に係る設備も含め、それから、それを個別受信機を維持していく、今後の状況もありますので以前お話をさせていただいたとおり、戸別受信機で伝える方法はいわゆるアナログからデジタルに変わった状況の中で、伝える距離も違ってくるわけですね。設備もしなきゃいけないということがありますので、しっかりその辺も含めますが、今のところ、全戸に戸別受信機を入れるという状況は今のところ考えておりません。

議長（加藤彰男君）

以上で3番、浅尾もと子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

次回は、会期日程に基づき、12日午前10時より予算特別委員会を行います。

本日はこれにて散会いたします。

傍聴の皆さんもありがとうございました。